

国有企業改革（法的側面）報告書

土 生 英 里

三和総合研究所

1. 背 景

ヴェトナム国では、憲法の15条および16条に国家による市場経済の推進を明示している。市場の管理・統制という側面における国家の役割は明確とは言えないが、国家が経済活動の中心を担い、統制するという意志は明確である。憲法は自由な企業活動を保証しているが、あくまでも社会主義的なアプローチを堅持しながら「適正な競争の場」の構築を達成していくという姿勢である。

ヴェトナム国の掲げる社会主義的發展とは、中央主導型で成立する市場経済のことである。国家が経済活動の手段を所有し、国有企業を市場経済における柱として機能させることを社会主義的市場経済としており、その他の企業活動については副次的な役割を期待している。

ヴェトナム国の国有企業改革は1995年の国有企業法施行を契機に大きく進展した。それまで、個別の政令によって設立根拠を与えられていた国有企業は国有企業法のもとにMPIに登記され、改めてその実態が把握された。

その後、政府所有に適さない国有企業の株式化令28号¹が公布され、世銀のバックアップのもとでパイロット株式化を経た後、本格的な株式化への取組みが始まった。首相決定548号²によって株式化委員会も設置されたが、国有企業のイニシャティブに頼る株式化は遅々として進まなかった。これは、受皿となる1990年会社法の不備も大きな要因の一つであった。

1997年にタイで始まったアジア金融危機の影響で対ヴェトナム外資導入が大幅に減速、為替の変動による輸入価格の増大、輸出の伸び悩みが国有企業に与えた打撃が長期化したことから、1999年度初頭の段階でヴェトナム政府サイドに国有企業改革について大きな焦りが生じていた。世銀、IMF等、国際援助機関からのプレッシャーがきつくなっていたこともあり、首相府のもとに設置された国有企業改革委員会（NERC³、現在はCERD⁴に改組）がアジア開発銀行のバックアップのもとに強化された。その後、特に株式化に関するテクニカル・アシスタンスが数

¹ Decree 28-1996-ND-CP on Transformation of a Number of State Enterprises into Joint Stock Companies

² Decision 548-1996-CP on the Establishment of Steering Committees for Equitization

³ 国家企業改革委員会 (National Enterprise Reform Committee-NERC)

⁴ Commission on Enterprise Reform and Development-CERD

多く提供された結果、株式化令は数度にわたる改正を経て現在の政令44号⁵に集約され、株式化が加速された。

加えて、国家の戦略的産業分野に属さない零細国有企業は政令103号⁶に基づいてリース、売却、マネジメント・コントラクト、民間へのオークションといった手法で民営化への道を歩む方針が打出された。

ヴェトナム政府によれば、今後の国有企業改革は公共事業を営む国有企業⁷を除いてすべて1999年企業法⁸に規定された株式会社あるいは有限会社（特に独資有限会社）⁹へ改組していくという方針が打出されている。

既存の国有企業改革を加速するためには、時間がかかりすぎる株式化のプロセスと並行して、異なった方策を考える必要が生じている。そのオプションとして採用されたのが独資有限会社化である。国有企業を一旦、1999年企業法のもとに独資有限会社として再登記をするというプロセスを経て、漸次、株式化、リース、マネジメント・コントラクトといった改革へと進めていくと思われる。企業法のもとに再登記するということは、国有企業が市場の一員として、最低限の企業情報を明確に定義し、公開するという、透明性確立の第一歩となる。前回の第2フェーズで提言した企業活動の「適正な競争の場（Level Playing Field）」の確立には程遠いが、徐々にではあるが、ヴェトナム国はその方向へと制度を転換させている。

また、GC¹⁰については、現行法の規定の存在しない国有ホールディング会社形態、あるいは単なる業界団体（例：繊維産業振興会）へと改革していく方向性が示されているが、現段階ではまだ結論が出ていない。

したがって近い将来、現行の国有企業法は公共事業を営む特定業種に適用が限定されていく可能性もあるが、政府部内において国有企業法存続派と廃止派が分かれており、2000年12月の国会常任委員会における国有企業法改正案の審議は物別れに終わっている。

加えて、独資有限会社令の草案も同時に国会常任委員会で差し戻され、党および行政府の意見が集約されていない実情を露呈している。

⁵ Decree 44-1998-ND-CP on Conversion of State Owned Enterprises into Shareholding Companies

⁶ Decree 103-1999-ND-CP on Assigning, Selling, Contracting Out, and Leasing State Owned Enterprises

⁷ 国有企業法およびDecree 56-1996-CP on the State Public Utility Enterprisesによって規定される

⁸ Law on Enterprises (Luật Doanh Nghiệp) . 1990年施行の会社法 (Law on Companies) と民間企業法 (Law on Private Enterprises) およびその施行細則を統合し、新たに近代的な会社法を参照して起草されたヴェトナムの会社法である。依然として社会主義色の強い条文が存在するものの、近代的な企業形態を創出できる内容を備えている。

⁹ ヴィエトナム企業法によれば、有限会社は独資有限会社と複資有限会社に分類され、独資有限会社は主に国有100%の有限会社を想定している。しかし、国有の概念は明確になっていない。

¹⁰ Decision 90-1994-TTg on Reorganization of State Owned Enterprisesおよび Decision 91-1994-TTg on Experimental Establishment of the Business Corporationによって設立された国有企業グループ。中央政府直轄、あるいは省庁、地方人民委員会直轄のグループに分類され、一般的にGC90あるいはGC91と呼ばれる。GCグループに属さない国有企業は独立国有企業 (Independent State Owned Enterprise) と呼ばれる。

2001年3月末に予定されていた共産党大会は党首脳および政府部内の人事を巡って調整が長引き、結局4月後半（19日）に延期されている。この党大会では国有企業法の改正、独資有限化令、米越通商協定の批准、次期5カ年計画等が重要課題として取り上げられるとの情報もあり、今後の国有企業改革の方針は同大会の結果次第で固まると思われる。

2. 2000年度C I E M調査の内容と方法

国有企業改革に関する本研究は、日本側アカデミック・グループの石川教授の指導のもと、C I E Mとの共同研究という形で進められてきた。法的側面に関する調査は以下の手順と方法によって実施された。

- 1) 国有企業を巡る法的文書の収集および分析。
- 2) 既に官報など、公に公表されており、収集が容易な法的文書を収集、分析。
- 3) 160社の各種国有企業に対して、現行の関連法の適用状況について質問状を配布、必要に応じてインタビュー調査を実施。
- 4) 現行の国有企業関連法と、その実施状況について、法と実態とのギャップを調査。
- 5) 独資有限会社形態の考え方と国有企業改革への適用について調査。

3. C I E M調査の結果

当初、質問票による調査サンプル数は160社の予定であったが、国有企業から回収できた質問票は186であった。その内、内容として有効とは考えられない回答が6、したがって有効回答数は180である。以下、回収された質問票から得られた結果である。

- 質問票に回答した国有企業の内、殆どが1995年の国有企業法成立以前に設立されている。
- 1995年以降に設立された国有企業は政府が奨励する特定の産業分野に集中している。
- 対象国有企業の設定の際に定められた登記資本について、60%以上の企業が政府の全額払込みを受けていない。
- 政府から定期的に財政補助を受けている企業はおよそ22%である。
- 首相府レベルおよび国家警察の査察、介入を受けている企業は存在しない（以前は存在していた）。
- 殆どの企業が定期的に営業および財務報告を上げる当局は、直属の政府機関と税務当局である。
- 企業の年度計画については、国有企業法に基づいて直属の政府機関から承認を得ている。
- 労働組合は取締役会に参加しており、主に従業員の労働環境の整備、福利厚生について発言をしている。
- 従業員の雇用については、殆どの企業が直接リクルートしており、政府による雇用の斡旋

は義務付けられていない。

- 政府による優遇政策については、輸出を行っている企業に対する税制優遇措置が主流である。ただし、独占的事業に従事している企業の場合、特に優遇措置は受けていない。独占そのものが優遇措置となっている。
- 対象企業の四分の一が他の企業に投資したり、合併事業を設立している。外資との合併を持っている企業は都市部の国有企業に集中している。
- 将来の方向については、大多数の企業が国有企業形態に残ると回答しているが、回答企業の内、21%が株式化の対象となっている。独資有限会社については、まだ概念そのものが新しいため、この形態への志向はわずかである。

4. 国有企業6社のインタビュー調査所感

上記、質問票回答企業のうち、6社を選定してさらなるインタビュー調査を行った。基本的には今まで調査対象から外れていた中小規模かつ地方人民委員会、あるいは独立国有企業と呼ばれる省庁傘下の企業がC I E Mによって選定された。インタビュー調査の結果は以下のとおりである。

- 一般的に改革への意欲は弱い。
- 特に地方人民委員会レベルの国有企業は競争力の強化ができないため、国家の保護を求める傾向が強い。国家の改革努力は中央政府傘下の国有企業に集中している。
- 地方人民委員会レベルでは所有と経営の分離という概念が浸透していない。また、ドイモイ以前に地方人民委員会が旧ソ連から借りた債務を保証している企業があり、その債務が凍結されたまま企業の改革の足かせとなっている。
- 累積債務について、社内に記録はあるが政府財政当局に届出がされていない部分（実質的二重帳簿）の処理が問題となっている。
- 資産（特に土地）の所有権あるいは使用権がないため、銀行融資へのアクセスがない。国有企業は土地の使用権を国家から授任しているだけであり、資産として計上できない。
- 政府決定177号による改革基金は地方レベルの国有企業まで行き渡らない。
- 余剰労働力の負担が大きい。自主退職者は殆どいない。従業員の再訓練で何をしたらいいかわからない。せっかく訓練した若手の優秀な従業員は地方レベルの国有企業には残ってくれない。残るのはスキルがなく、高齢の従業員のみで、さらに生産性が落ちてしまう。
- 株式化や改革をした後、国有企業のまま残っている競合企業と競争条件で不利になってしまう。改革の前にレベル・プレイング・フィールドの整備が必要。新しい環境に慣れるまでは一定期間、国家によるフォロー・アップが必要。
- 経営者のスキルアップのため、地方レベルでのセミナー開催が必要。中央レベルでのセミナーは大手国有企業や人材を派遣できる余裕のある企業のみに限られてしまい、地方レベル

の中小国有企業が取り残されている。

- － 価格決定におけるライン・ミニストリーの政策的指導によって企業収益にマイナスの影響が出ている。特に国際価格に影響されやすい商品を取扱う企業については、ライン・ミニストリーによる指導を待っていると市場の変化にタイムリーに反応できない。
- － 輸出向け消費財を生産している企業の場合、契約についての法的知識がないため、不利な契約を外国企業と締結し、対処する知識がないまま輸出先を多様化できない。不利な契約でも遵守しようという姿勢は評価できるが、取引上の権利の範囲を理解できていないということは市場で生き残るためには致命的な経営上の欠陥となる。商業取引契約、対外取引におけるスキルと知識の向上の機会を与えることが必要。
- － 輸出産業の場合、税関職員への不満、不透明な関税徴収、汚職、非効率的な通関制度に大きな問題がある。将来的にもAFTA、WTO協定スキームへの対処が必要。
- － 法律で規定されている財務報告の公開が遵守されていない。財務報告の義務について不安を覚える企業はほぼ100%である。財務報告の意義と重要性を理解していない。法の遵守を要求する前に、情報公開の意義を十分に説明し、理解させることが重要。また、財務報告書の作成方法を理解している経営担当者も少ない。教育の機会を与えることが重要。
- － 2002年に向けての対ASEAN市場自由化に対する懸念が大きい。競争にさらされることは理解しているが、具体的にどのような影響があるのか、どのように対処すべきか理解できず、不安だけが一人歩きしている。
- － 国有企業経営者に対するインセンティブの不足。経営者の報酬は国家公務員の給与規定に準じており、成果を上げている企業における経営者の不満は大きい。ただし、ライン・ミニストリーによっては実績ベースを取り入れている（国有企業法違反）企業もある。
- － 株式化におけるプロセスで経営者が取得できる株式の上制限¹¹に問題。株式化に対する経営者の意欲を削ぐ結果をもたらしている。
- － 政令59号の定める国有企業の財務管理規則は現実と乖離している。市場の動向に合った利益配分の自主権拡大が必要。
- － 設備更新において銀行融資を受けることが難しい。銀行融資制度の改善も必要。
- － 国有企業の規模別分類は国有企業同士で差別を設けている。業務範囲も限定されてしまうため、職員の事業拡大への意欲にマイナスの影響をもたらす。
- － VATのインボイス制度について、偽のインボイスが横行しており、財政省が対処しないため、VATの還付が受けられない。何らかの施策が必要。
- － 従業員の個人所得税の徴収において、税務上の規定は現実の（特に都市部）の生活費レベルを考慮していない。外資系企業で働く外国人に対する税制上の格差が国内の労働市場において差別を起こしている。
- － 知的所有権法の整備と施行の強化が必要。国有企業が経営努力の結果、新しいデザイン、

¹¹ Decree 44-1998-ND-CP

新商品を出してもすぐに真似されてしまう。特許や知的所有権を申請しても登録されるまでに半年はかかる。手続きをしている間も保護措置を設けてもらわないと、競争力を強化することができない。新製品への開発意欲もなくなってしまう。また、密輸によって国内市場を侵食されてしまうため、損失は大きい。WTOのTRIPs協定に対処するためには、この問題は大きい。対外的のみならず、国内における企業の発展に資する施策が早急に必要。国際的な支援を要する。

5. 国有企業改革の現況

現在までに国有企業改革において採用されたさまざまな施策によって、国有企業の形態、および所有構造も多様化の道を歩んでいる（表5-1）。

表5-1

改革によって多様化する国有企業の形態と準拠法			
準拠法	企業形態	所有構造	
国有企業法	営利国有企業	公共サービス国有企業（中央政府および地方人民委員会傘下）	
		GC	GC90（省庁、地方人民委員会傘下）
			GC91（中央政府傘下）
		GC傘下国有企業	GC90傘下国有企業
			GC91傘下国有企業
		独立国有企業	省庁傘下国有企業
			地方人民委員会傘下国有企業
			共産党・党下部組織傘下国有企業
政治・社会組織傘下国有企業			
企業法	国有株式会社		
	国有独資有限会社		
外国投資法	外資との合併会社		

出典：各種関連法より筆者作成

国有企業法に基づく場合、国有企業は営利国有企業と公共サービス国有企業に分類される。営利国有企業はさらに、GC90、GC91、GC90傘下企業、GC91傘下企業、独立国有企業に分かれており、独立国有企業はさらに省庁傘下、地方人民委員会傘下、政治組織傘下、社会組織傘下の国有企業と、さまざまに分化している。

さらに、政令44号に基づく株式化の結果、国家が株主として資本のマジョリティを保有する場合¹²も実質的には企業法のもとに設立された国有株式会社と解釈できる。

企業法に基づく独資有限会社は、株式化に適さない国有企業を有限会社化するための受け皿として設けられた会社形態である。したがって国有企業が改革されて独資有限会社として再登記さ

¹² 現行法のもとでは、国有企業法で50%を超える国家保有株を国家支配株（State Predominant Share）と定義しているが、株式会社について株式保有比率による企業ステータスの定義は存在しない。

れた場合、唯一の国家機関によって所有される100%国有有限会社となるのである。

また、国有企業改革の枠組みには入らないが、外国投資法のもとに国有企業と外資企業が出資して設立された合弁会社もまた、国家あるいは国有企業出資分については国有企業法が適用される¹³ことになっているため、国有外資合弁会社と考えることができる。

現在のところ、政府は公共サービス部門の国有企業以外の営利国有企業を改革の対象としており、その施策は大きく分けて、①政令44号に基づく株式化、②政令103号に基づく民営化、③公司化（独資有限化）の3つに分類（表5-2）ができる。公司化については2000年から2001年にかけて、その手続きに関する政令の起草が行われており、2001年4月開催予定の共産党大会およびその後の国会常任委員会における審議を経て、2001年度上半期には公布される予定になっている。

CIEMによれば、現存している国有企業5,900社の内、およそ2,000社が株式化の対象とされており、残りの3,900社の内、合併あるいは閉鎖の対象となるわずかの企業を除くすべてが2005年までに独資有限会社に改組される、ということである。

表5-2

国有企業改革の類型概念			
	株式化 (Equitization)	民営化 (Assigning, Selling, Contracting, Leasing)	公司化 (Corporatization)
法的根拠— 1999年企業法	株式会社規定	株式会社、有限会社規定	独資有限会社規定
所有者	国家、国有企業、銀行、 従業員、個人	国家、国有企業、民間企業、 従業員、個人	国家組織（政府、省庁、 党、労働組合、軍、国有企 業、その他）
資本	株式	株式または持ち分	持ち分
情報公開	強制	企業法に基づく	不要
規模	中・大規模	小・中規模	小・中・大規模（持株会社）

出典：各種関連法より筆者作成

表5-2に示したように、現在、ヴェトナム国における国有企業はさまざまな形態の国有企業へと分化する過程にある。一概に、「設立根拠法が国有企業法だから、国有企業である。」という考え方はもはや成り立たない。現存する国有企業の形態は、次に示すとおり、数種類ある。

- ・国有企業法のもとに設立された企業（100%国有資本）
- ・株式化令によって企業法のもとに再設立された国有企業
- ・経営委託、売却、リース等によって再編された国有企業
- ・独資有限会社として再設立される企業（2001年以降）
- ・外国投資法のもとに設立された外資企業と国有企業との合弁企業

以上から判るように、改革の過程で多様化していく国有形態を考慮の上、政策的、法的側面から新たな国有企業の定義を創出すべき段階にある。

¹³ 国有企業法第7章49および50条

6. ヴィエトナムの国営企業改革をめぐる法的環境

ヴィエトナムの国有企業改革において、国有企業を含め、国内に存在するさまざまな企業形態を律する国有企業法、企業法、外国投資法その他関連法制を忘れることはできない。企業を法治するには、適切な法体系とそれを運用するシステムという2つの柱が確立していなければならない。どちらが欠けていても、法治という観点から成り立たないからである。ここでは、国有企業改革といえども、その他の所有形態に属する企業の動向とも密接に絡み合う現状を勘案して、ヴィエトナム国内に存在するすべての形態の企業法環境についても考慮したい。

現在、ヴィエトナム国内における企業の法治を巡る問題は、前述の法体系と運用システム双方に存在する。そして、国有企業をめぐる所有と経営、管理の問題もこの2本の柱が定立してはじめて健全な環境が整うのである。

まず、法体系の問題であるが、急ピッチで進む法文化が必ずしも法律的、立法技術的に整理されないままに進んでいるということがある。

ヴィエトナム国は今後、経済取引をはじめとする国際間の交流を活発に推し進めていかなければならない状態に置かれている。人、資本、情報、製品などが毎日大量に国内外に移動する環境のもとで、ヴィエトナムの企業法制度も国内にのみの影響ではなく、国際取引関係にある国々や人々に対して及ぼすさまざまな影響も勘案しながら整備する必要がある。ヴィエトナム国の産業や経済が発展するためには、国際社会に通用するような近代的な企業法制度の整備が不可欠なのである。現在のヴィエトナム国は、欧州列強による不平等条約是正のために欧州に準じた近代法体系の整備を迫られた日本と同じ状態に置かれている。まずは実定法体系の確立、そして並行して運営制度の確立、適用（所管機関のキャパシティ・ビルディング）ということが必要とされる。

しかし、企業関連法に対する立法者の考え方が、市場経済における法の役割という根本的なところで近代市場経済国家における考え方と異なっている。ヴィエトナム国における立法担当者にとって、企業法が「すべての企業に対して平等な競争の場を提供する」要として機能すべきというより、「国家による企業活動の管理の道具」としての捉えの方が大勢を占めている。この問題は、突詰めればイデオロギーの問題まで溯ってしまうため、政策担当者の意識転換を期待することは難しい。しかし、現在必要とされているのは、国際社会において認められる近代的な会社法制度の枠組みそのものであり、そこにいかにして矛盾の少ない社会主義的な考え方を融合していくかが課題となっている。特に、近代会社法の背景にある新古典派経済学理論は、所有権の排他性と保証が不可欠であるため、物権、所有権の確立が不十分なヴィエトナムではまず、この根本的な課題について解決を見出す必要がある。ヴィエトナム国の企業法は十分な政策論議を尽くさないまま、また、国有企業と民間企業のあり方について国内における十分なコンセンサスを得ないまま、見切り発車で起草されている感が強い。

したがって企業法細則の草案作成、国有企業法の改正草案作成に従事する担当者は、立法技術のみでなく、立法の際に必要なとされる根本的な政策方針を示されないまま、法律原案の作成を行っ

ているのであり、現場における混乱は大きい。

また、企業関連法の原案作成担当省は計画投資省（MPI）であり、そのメンバーの殆どは経済学の学位の取得者であるが、法学教育は受けていない。一応、司法省からオブザーバーが参加しているが、草案作成作業の中でも不在がちで殆ど貢献できない状態である。司法省の担当者も、現在進行中の民事手続き法その他の作業で多忙なためである。このため、原案起草の段階で、①憲法や民法等、他の現行法制との関係、②立案の意図の法文上への正確な反映、③条文の表現および配列等の構成、④適切な用字、用語の使用、というような法律的、立法技術的な側面における基礎的知識の不足が大きな足かせとなっている。

6-1 国有企業法の分析

国有企業法は1995年に成立し、すべての国有企業が同法のもとに再登録された結果、はじめてヴィエトナム国における国有企業の実態が明らかになった。その後、施行細則および解釈に関する政令や通達が数多く発布された¹⁴（付録5参照）。そのため、国有企業の経営と管理については、現行国有企業法のみならず、各種政令、通達、回覧、改正を参照しなければならず、複雑度が非常に高くなっており、政策決定者間にも混乱が生じている。

6-1-1 国有企業の法的ステータス

国有企業法第1条では国有企業を独立した法的主体として法人とする旨、規定している。民法94条の法人の定義に従えば、国有企業は法人として法的独立性を付与されている。しかし、経営権や財産権について国家の介入を大きく容認している点等から、法人としての独立性には大きな疑問が残る。また、破産法の適用が実質的には適用されない¹⁵等、法人としての義務、契約法上の民事責任の履行部分に関して大きな欠陥が露呈されている。

国有企業法による国有企業は、営利国有企業と公共サービス国有企業に区別されるが、この分類は矛盾が大きい。国有企業の中には営利事業と公共サービスに関する事業を同時に行っている企業が数多く存在するからである。公共サービス分野の国営企業には補助金や優遇制度などが数多く残っているため、営利事業と共に託児所や職業訓練所などの公共サービスを提供している国有企業が公共サービス国有企業として存続を図り、事業の効率化努力を怠るケースが生じている。

今後、国有企業というくくりのもとに、営利追求型と公共サービス提供型の国有企業を再定義し直すか、あるいは明確に事業範囲を区別するための再編が必要とされる。

¹⁴ 大きく分けると、国有企業のカテゴリー分類、財務管理、労働管理、改革と再編成に関する法令が発布されている。

¹⁵ 国有企業法第3章第2節24条は破産法の適用を定めているが、現実に破産に至った国有企業の例は少なく、殆どが同法3章第2節20条に従って他企業と合併させられるか、22条および23条に従って精算委員会が組織され、委員会決定に基づいて精算、登録抹消されている。

6-1-2 国有企業における国家の役割

国家は理論的には国有企業の投資者である。しかし、その投資額については規定が曖昧である。国有企業法は国有企業を有限責任法人¹⁶と定義しているが、実際には国家が無限にその負債について責任を負っている。現行国有企業法のもとでは、国家は資本の所有者であるとともに資産の管理者でもある。

国有企業法は資本を管理する権限、取締役を任命する権限など、権限と権利を明確に切り分けていないため、国有企業の管理を非常に複雑にしている。国有企業法のみを見ると、現行の法的枠組みは国有企業に対して国家が非常に強い管理権を持ち、国有企業の事業活動を制限している。

6-1-3 国有企業の法人財産権

投資資本は国家に属する資産であるが、その資本を元にした国有企業の資産の所有権に関しては、法は曖昧である。民法によれば、国有企業の資産は全人民に所属し、国家は全人民の所有権を代表する¹⁷。現在、国有企業の所有権に関しては明確な規定がないが、国有企業法の各条文からは国有企業の権利を資産の管理という側面に重点を置き、所有権への配慮が意図的に曖昧にされていることが伺われる。国有企業の資産を処分するための規定もまた曖昧であり、法人財産権および経営者の独自判断に大きな制約が設けられているため、国有企業の所有権および自治権は不完全なものと言える。

財産権については民法でさまざまな形態の所有権を規定している。民法208条における資産の権限規定は、国有企業法が定める規定とは異っており、国有企業の資産に対する国家の所有権を容認している。

国有企業法改正に伴って現在検討されている新しい概念は、国家の国有企業資産に対する介入権を制限し、国有企業に対する影響を直接資産に及ぼすのではなく、その価値（資本）を通して影響力を行使するという考え方である。この場合、国有企業法のみではなく、民法の規定も包括的、現実的に改正する必要がある。

6-1-4 国有企業の財務管理

財政省の企業管理局は国有資産の管理について、国家の役割を代表する機関である。しかし、所有者として国家を代表する権限は明確になってない。

国有企業はその利益から法人税、国有資本使用税を支払い、残りを企業内基金として積み立てる。基金の内訳はリスク基金（引当金）、投資基金、投資開発基金、従業員福利基金等である。国有資本使用税は、法定資本をベースとして算出され、徴収は政令59条¹⁸の定める

¹⁶ 国有企業法第1章第1条「……国有企業は法人格と民事上の権利と義務を与えられ、委託された資本の額を限度としてその事業にかかわる活動から生じる責任を負う。……」

¹⁷ 民法第4章第1節第205条および第206条

行政管理機関である財政省の税務総局の責任である。

税引後利益のうち、従業員の福利厚生基金については一律、国家に収めることによって国家として福祉制度を確立すべきとの声もあるが、現在は各企業が独自に基金を積み立てている。

また、国家は法定資本の他に国有企業の運転資金の10%から20%を国庫から拠出できることになっている。この金額は政府の年度予算と対象企業の前年度の財務状況によって変動する。

国有企業は国家から投資される資本の他に、銀行から融資を受けているが、その融資条件は恣意的に決定される場合が多く、不良債権を銀行が放棄した際の負債、資産の処理が確立していない。また、国庫から補填を受けた際の処理に増資、補助金、借入のどの処理を適用するか、明確にされていないため、債務と資産の切り分けをさらに難しくしている。

国有企業の銀行からの資金調達について、明確な規定は存在しない。銀行法によれば、銀行は融資の際に融資先の企業の資産を担保に取れると規定しているが、国有企業に関しては実施されていない。国有企業に対する融資は制度的な方法ではなく、政府上層部の決定や恣意的なコネクションを通して行われるため、財政省は、国有企業に融資を行う機関の融資条件については介入権を与えられていない。

6-1-5 国有企業の経営

国有企業法は、設立に関与した国家機関に国有企業の経営に当たる取締役の任命権を与えている。

国有企業の経営者を巡る問題であるが、国有企業法およびその関連法制で明らかにされていない点が多くある。まず、国有企業経営者の位置付けであるが、行政官僚としてみなすのか、あるいは国家によって雇用される経営専門家としてみなすかである。

現行法制度のもとでは、経営者の選任には2種類の形態がある。ひとつは、たたき上げの従業員が従業員代表として選任される方法、そしてもうひとつがライン・ミニストリーの官僚から指名されるという方法である。そのどちらにしても、共産党および祖国救済戦線の影響力は無視できない。前者の場合、経営者は担当業務について経験的に多くのノウハウの集積があるため、ライン・ミニストリーの裁量から比較的独立した形で経営決定権限を行使できるが、後者の場合、企業は実質的にライン・ミニストリーの延長として、所有と経営の分離を事実上果たせない形で経営をしていく結果となる。

また、経営者の報酬の決定¹⁸であるが、現行法のもとでは、経営者の給与は行政官僚の俸給制度に準じているため、実質的には公務員扱いとなっている。経営の成果が報酬に反映さ

¹⁸ Decree 59-1996-CP on Regulation on Financial Management and Business Cost Accounting at State Enterprises

¹⁹ 国有企業法第2節第27条f項

れない現行制度は経営上のインセンティブを排除する結果となるため、早急に対処すべきであろう。

本来、取締役は経験豊かな経営者の中から選ばれるべきであるが、既存の国有企業を見る限りでは経営能力よりも従業員の信頼や党、政府に対する忠誠心やコネクションが取締役選任の基準となっている。

国有企業の経営者の権限も限定されたものであり、国有企業法は生産ラインの管理についても一定の条件のもとに国家の承認を要求している。

国有企業法は「国家主導型市場経済における法的な枠組み」を体現するものであり、国有企業運営の監視・監督を国家の直接介入を容認するという形で制度的・機能的に確保している。

6-1-6 国有企業の破産について

現行法のもとでは、国有企業の破産を宣告できるのは裁判所のみである。破産は、経営者、債権者による債務不履行宣言、連続する2ヶ月間の賃金不払いが起こった場合には労働者が申し立てできることになっているが、資本の所有者にはその権利が付与されていない。実際には前述したように所有者としての国家は国有企業法の清算規定を適用して国有企業の整理を実施している。

実際には、銀行は国有企業が債務不履行に陥っても、融資提供者としての責任追及を恐れて破産の申し立てをしない。この背景となっているのは、国有企業への融資は大半が国有企業の経営者からの申込みではなく、国家を代表する機関からの行政介入によって提供されるという事実である。そのため、国有銀行といえども、銀行法が定める適切な融資審査を行う権利が保証されておらず、また、担保を取る権限も限定されている。加えて、土地の所有権および使用权は国有企業には与えられていないため、実質的に担保に取れる資産は限られている。

国有企業法には経営者の責任、報酬について明確な定義が存在しない。経営者の責任について、刑事訴訟の対象となる重大な背信行為と、民事および行政訴訟の対象となる過失についても明確な規定がなければ、破産法の実質的適用は難しい。

6-1-7 国有企業の情報公開について

国有企業の情報公開については、財務内容、年次経営計画等はライン・ミニストリー、財政省および従業員に公開する義務がある。しかし、一般国民に国有企業の経営や財務諸表の公開を義務づける法令は存在しない。第三者による経営のチェック体制が確立されていないため、所有者、経営者、労働者間のもたれ合いによる経営を可能にしている。

6-1-8 国有企業法の改正

1999年半ば、さらなる改革の促進と国有企業の経営体質強化のため、国有企業法の改正を

行う作業が着手された。したがって国有企業法の周辺施行細則を整理統合し、なおかつ現在の国有企業および経済の現状が国有企業法成立当初とは大幅に異なっていることも勘案し、思い切った改正を行うことが決定された。同時に、現行国有企業法の文言に定義が曖昧であるため、解釈上の問題を引き起こしている部分も多いことから、その部分についても完成度を高めたいというのが法改正の意図のひとつである。

2000年12月に国会常任委員会にて審議された国有企業法改正案が否決されるなど、政策的な方向性が政府部内でもまだ固まっていない。このような流動的な状況のもと、国有企業法の各条文および施行細則の実施に関して政府サイドも手が回っていないのが実情であり、国有企業法がフルに機能しているとは言いがたい。2000年度後半に実施された国有企業法遵守状況に関する180社調査の結果からも、資本金の払い込み、情報公開、財務処理に関して相当数の企業に国有企業法施行上の問題点が見出されており、今後の国有企業法改正の動きが注目される。

6-2 2000年企業法の分析

現在、国内の事業活動を規定する法的枠組みは、国有企業法、外国投資法、企業法、協同組合法、関連政令によって構成される。

企業法は2000年1月に施行され、2001年3月現在、施行細則として政令2号²⁰と3号²¹が發布されている。1999年まで、企業設立は認可制であったが、新企業法および施行細則である政令2号に基づいて、企業設立は登録制になったため、およそ200ほどの認可要件が削減された。

企業法は、国際援助機関、国内企業および外国投資家に高く評価されている。ヴェトナム国にとって、市場経済を前提とした革新的なアイデアが多く盛り込まれている。1999年末まで、企業の設立は異なる法律によって規定されており、私企業を設立するための法定手続きは非常に複雑であった。特に、共産党委員会の議長の承認を得てからM P I に登記する必要がある、時間と金がかかった。

企業法のもとに設立される企業は、有限会社、株式会社、私有会社および合名会社（パートナーシップ）である。企業法の成立によって非国有、その他のセクターの企業設立が促進されている。企業法は、株式化あるいは公司化された元国有企業にも適用される。

しかし、国有企業改革に伴う所有権の問題はまだ解決できていない。一番重要な問題は、株式化された国有企業の株主の①発起人としての権利、②固定資産に関する権利、③経営に関する介入権の明確な定義である。

国有企業に関しては国有企業法の第1条が定義しているが、企業法のもとでは株式会社の場合、国家が50%以上の株主資本を保有している場合、または国有独資有限会社の場合、所有

²⁰ Decree 02-2000-ND-CP on Business Registration

²¹ Decree 03-2000-ND-CP Providing Guidance for the Implementation of the Law on Enterprises

者としての国家機関が国有企業法に従うのか、企業法に従うのか、という問題が解決されていない。基本的には企業法が適用されるべきであるが、国有企業法52条は、国有企業以外の企業の国家出資持分に応じて国家の介入権限を明確に定義しており、企業法第1条2項²²を実質的に骨抜きにしている。現在、100%国有の株式会社は存在しないが、今後、そのようなケースが生じた場合、準拠法の問題の解決は重要である。

国有企業は事業活動、国有資産、国有資本の管理において国有企業法に従うが、改革のプロセスが進むにつれて、さまざまな形態の国有企業が出現している。現在、改革によって株式化された国有企業は、国家出資額に応じて未だに国有企業法の影響下に置かれており、将来的には、どの法に従うかを明確に定義することが必要になる。資本の一部のみを国家が出資している企業であれば、企業法に従うことにすることが妥当であろう。

国有企業の独資有限会社化については、企業法第2章第46条において、独資有限会社の所有者となれる社会・政治組織との関係について言及している。この社会・政治組織については、政令388号および50号がその活動を規定している。既存の国有営利企業をすべて独資有限会社化し、企業法を適応するという政府方針が明確になっているため、今後企業法が市場経済において担う役割は益々重要性を高めていくことになる。

6-3 1999年株式化令（政令44号）の分析

国有企業改革については企業法第1章、第1条2項において、有限会社、株式会社に転換された国有企業は企業法に従うことが規定された。国有企業の形態転換手続きについては、詳細規定が1998年6月の政令44号に定められている。また、株式化の対象とされない業種についても、政令44号の附則によって定められた（付録2参照）。

現在、株式化された国有企業はおよそ400社である。株式化のペースは遅く、政府の2000年度計画では、およそ1000社の株式化が予定されていたが、その成果は芳しくない。

株式化令の欠陥として考えられるのは、①財政省の資産評価の方法が明確でないため、対象企業の最終評価額の合意に非常に時間がかかるということ、②債務処理に関する施策が遅れていること、③余剰労働力に対処する体力が企業側になく、政府も有効な施策が打出せないこと、④株式化の際に売却された株式の代金が国庫に入り、企業には還元されないこと等が主な原因になっている。

また、国内における資本蓄積レベルが低い上に、株式化に必要とされる投資者向けの情報公開が不十分であるため、一般株主の資金が集め難い。この問題に対処するために、政府は首相決定145号²³および財政省回状132号²⁴を發布し、法定資本金の30%を上限として株式化のプロ

²² 企業法第1条2項によれば、有限会社あるいは株式会社に転換した国有企業、政治組織あるいは政治・社会組織所有企業は企業法に従わなければならない。

²³ Decision 145-1999-QD-TTg on the Issuance of Regulation on the Sales of Shares to Foreign Investors

セスに外国人投資家の参入を容認する方針を打出した。ただし、同決定のもとに外国人投資家が容認されている事業分野は政府にとって重点分野とみなされていない消費財生産などの企業に限定されている（付録3参照）。

また、政令28号によるパイロット株式化²⁴の際に、旧経営陣およびその家族による株式取得が批判されたため、政令44号に経営者の株式取得制限に関する条文が盛り込まれた。そのため、意欲的な経営者の株式化へのインセンティブが削がれ、実質的に経営者主導（マネジメント・バイ・アウト-MBO）の改革が阻まれてしまっている。

株式化令による国有企業の株式化は、各企業内において特に労働者のコンセンサスとイニシアティブに頼る性格が色濃く打出されている。株式化計画は共産党の指導のもとに組織されている労働組合の同意を得ない限りは進めることができない上、労働者の改革への抵抗は大きく、構造的問題を抱えている。

国有企業の株式化のペースが政府の計画どおりに進まないため、株式化に関する政令44号の見直しを要求する声が上がっているが、国有企業法改正と企業法の施行細則の草案にも影響するため、政府はまだ時期尚早としている。

この分野においてはADB、CIDA、AusAid、EUなど、各援助機関がテクニカル・アシスタンス・プログラムを実施しており、CERDによって選定された国有企業が割当てられ、コンサルタント・ベースで株式化を進めているというのが実態である。

6-4 国有企業のリース、マネジメント・コントラクト、売却に関する政令の分析

業績不振の小規模な国有企業については、1999年政令103号によって、マネジメント契約、リースあるいは売却することができるようになった。しかし、元々国家にとって重要性が低く、零細で経営状態のよくない国有企業に興味を示す経営者、あるいは投資者は非常に少ない。そのため、ADB等の国際機関の支援を得てこの政令のもとにパイロットケースとして改革された企業以外は例が見当たらない。

政令103号の施行細則では、対象となる国有企業が株式会社に転換するか、協同組合に転換するかの基準がある。資本金が50億ドン以上であれば、株式会社に転換することができる。

民間へのオークションはAusAidの支援のもとにハイフォン市の人民委員会傘下の国有企業が2000年から始まったテクニカル・アシスタンスのパイロット・プロジェクトの対象となって進められた。しかし、プロジェクトが終了した段階で1社もオークションによる民営化は達成されなかった。

6-5 国有企業の公司化（独資有限化）の背景分析

1999年6月に国会で承認された企業法には、100%国家所有企業を適用対象とした独資有限

²⁴ Circular 132-1999-TT-BTC Guiding the Sale of Shares to Foreign Investors

²⁵ ホーチミン市のLegamexは試験的株式化の対象となったが、社長一族の企業の私物化が批判され、失敗した。

会社に関する条項が設けられた。しかし、現行企業法には、国有企業を独資有限会社形態に再組織し、企業法のもとに律するための詳細規定を包含していない。政府は、MPI（特にCIEM）に対して、国有企業を独資有限会社として再登記するために必要な手続きおよび再登記後に必要とされる経営組織形態について具体的な施行細則の草案作成を指示したが、2001年3月の段階でまだ法案は成立していない。

このプロセスは残存している国有企業の殆どすべて²⁶を対象とするため、国有企業改革の中でも特に重要と見なされている。現在、国有企業改革の中心となっている株式化（政令44/1998 ND-CP）は、基本的に民営化と同じ意味を持っているが、多くの国有企業は現在の状態から直接株式化（民営化）できるような状態ではない。また、必ずしも株式化が必要とは考えられない国有企業も存在する。そのためには、株式化、民営化の前段階として、国有企業を国家機関によって100%所有される独資有限会社化するプロセスを創出する必要がある。独資有限会社化によって企業法のもとに資本の再定義を行い、さらに所有と経営の明確な分離を実現することがこのプロセスの目的である。CIEMによれば、国有企業の独資有限化に必要なとされる条件は以下のとおりである。

- 国有企業を独資有限会社化するための法的手続きを明確にする。
- 独資有限会社化が実現した国有企業について、法人としての権利を規定し、同時に所有者としての国家との権利関係を明確にする。
- 独資有限会社の経営組織形態について基本的な要件を規定する。
- 国有企業の独資有限会社化のプロセスを具体的に考案する。
- 独資有限会社化の対象となる国有企業の種類を選定する。

独資有限化に関してCIEMが強調する点は、対象となる国有企業に対する政府の介入権の明確化と制度化である。現在の国有企業は、財政省を出資者とみなすのか、ライン・ミニストリーを出資者とみなすのか、明確になっていない。設立の際に出資された資本金の出所が明示されていないため、政府の何処が実際の出資責任および権利を持つのか曖昧である。つまり、政府の所有権と介入権が出資資本に対応していないのである。そのため、政府であるとの名目で、関連するあらゆる政府部門から介入を受ける可能性が留保されている反面、問題が起こったときに出資者責任を追求できる政府部門も特定できないという構造的問題を抱えている。この問題の解決策として、独資有限会社の概念が提示されたのである。独資有限会社とは、政府部門の中で出資部門を特定し、権限を明確に定義するとともに、責任部門も特定して国有企業の経営にかかわる責任を実質的に負わせる合理的かつ画期的な国有企業改革の手段なのである。

現在、企業法には独資有限会社についてわずか5条（付録4参照）しか割かれていないが、

²⁶ 特に祖国救済戦線、共産党およびその下部組織（青年部、婦人部、退役軍人組合等）によって設立された企業が対象とされているため、現行の優遇措置（特に税制上の特典）を失うことを懸念するため、企業法のもとに一元的に適用される新政令への警戒感が強いことが要因と思われる。

対象となる国有企業について、国家の関与のレベルを明確にする必要がある。特に、対象国有企業の債務の取り扱いと、国家と経営との関係を明確に定義しなければならない。

ここで独資有限会社化を好意的な側面から眺めてみると、国有企業（すべてを前提とする）を独資有限会社化した場合²⁷、今まで異なる法のもとで事業活動を行い、市場の競争条件に歪みをもたらしていた側面が、すべての企業が同じ土俵の上で競争するという、競争条件の是正と平等化が達成される。

独資有限会社の場合、所有者は国有企業、国家機関および社会・政治組織ということになる。民法240条における社会・政治組織とは、党、組合（労働）、青年部会、事業組合のことである。また、国有企業法によれば、独資有限会社の資本の国家所有部分に関しては国有企業法を適用される。現行法制度のもとでは、ライン・ミニストリーの経営介入権限は独資有限会社においても非常に大きい。

また、設立登記、財務書類の作成、その他の規定が企業法に従って履行されるものとする、一定の意味で国家による所有と経営の分離が明確になるというメリットもある。つまり、企業法のもと、国家は独資有限社員および設立発起人という明確なステータスが与えられ、独資有限会社の資産は設立発起人による出資資産として登記されることによって、資産内容に透明性が付与される（可能性がある）。

国有企業の独資有限化に関しては、現在、CERDからの要請を受けてADBがテクニカル・アシスタンスを実施しており、このパイロット・プロジェクトの結果を受けて独資有限化への詳細規定がデザインされることになっている。

長期的展望では、残存する国有企業の殆どは国有独資有限会社に転換されると思われるが、財務管理形態はさらに見直しをしていく必要がある。国家は出資額を限度とした企業の価値を保有するに留め、企業資産の所有権は企業に属することにすべきである。

独資有限会社化については国有企業法の改正と密接な関係があることを無視できない。政府部内の意見の対立はまだ収束しておらず、国有企業を現状のまま残したいとする保守派が国有企業法存続とさらなる改革への抵抗を示しており、逆に改革派は、独資有限会社化のプロセスを経てすべての国有企業を企業法下に従わせ、いずれ国有企業法を消滅させたいとの意図を持っている。そのため、各政府機関において独資有限会社化の対象となる国有企業の種類について、規模や財務状況の現状等を含め、相当に意見の相違が見られる。例えば、独資有限会社化の対象をGCのみにするべきとの意見（GC経営者）、中小国有企業に限定すべきとの意見（CIEM）、政府関連機関が所有する企業すべてを対象とするという意見（政府経済政策局）などである。

独資有限化については、12月に国会常任委員会にて審議された独資有限会社令草案が差戻されるなど、政策的な方向性が政府部内でもまだ固まっていない。2001年4月の共産党大会でもこのテーマは大きく取り上げられる予定であり、今後の動きに注目したい。

²⁷ このプロセスをCIEMでは公司化 - corporatizationと呼んでいる

6-6 国有企業の債務と余剰労働力に対する施策

国有企業における累積債務問題と余剰労働力に対する適切な施策の欠如は、国有企業改革の最も大きな障害とされている。

当初、1989年から1992年に実施された国有企業の改革、再編の過程で生ずる失業対策として、政府決定176号のもとに国家予算とSOE予算から拠出された退職金の支給を受け、およそ72万人の労働者が市場に流出した。これらの労働者は国有企業改革の過程で設立された新たな国有企業に再雇用されるか、当時の対ヴィエトナム外国投資の顕著な増加という背景のもとに創出された新たな労働市場に吸収されていった。また、経済が好調に推移していた段階における国有企業の輸出と需要の拡大は不良債権問題に対する油断をもたらし、設備投資や新たな事業の展開に向けて新規借入れの増大をもたらした。その後、1997年のアジア通貨危機を受けて対ヴィエトナム直接投資は激減し、国有企業の業績も悪化、さらなる国有企業改革と新たな雇用調整の必要性を迫られることになった。そのため、政府は首相決定177号²⁸および財政省決定95号²⁹をもって具体的な解決策を打出した。

首相決定177号は基本的に政令44号のもとに株式化される企業を対象とした改革基金の創設を規定するものであるが、その後、この基金は財政省決定95号のもと、政令103号によってリース、譲渡、経営委託契約などのプロセスを経て株式会社、有限会社、あるいは組合へ改革される小・零細国有企業へも拡大適用されることになった。また、首相決定177号は主に余剰労働者および労働者の株式購入促進を目的としていたが、財政省決定95号はさらに国有企業の不良債務処理への対策も基金の使途に含めている。

政令177号および財政省決定95号による基金の使途は大きく分けて以下の5つに規定される。

1. 余剰労働者の再雇用を目的とした訓練あるいは再訓練
2. 自主退職を選んだ労働者に支給する補助金
3. 株式化される企業の労働者に対する株式購入資金の補助
4. 改革される企業を強化するための資本金補填
5. 改革対象となる企業の債務処理

同基金は中央政府レベル、地方人民委員会レベル、GC91レベルにおいて創設され、各レベルにおける国有企業改革計画に従って運営、管理される。

基金の原資に当てられる資金ソースは以下のとおりである。

1. 国有企業の国家持分売却から生ずる資金
2. 国家が保有する株式配当および有限会社の持分に対する利益配当

²⁸ Decision 177-1999-QĐ-TTg on Organization and Operation of Funds for Support of State Enterprise, Restructure and Equitization

²⁹ Decision 95-2000-QĐ-BTC promulgating the Regulation on Management, Collection, Remittance and Use of State Enterprise Restructure and Equitization Support Funds

3. 国有企業の余剰在庫および余剰資産の売却、不良債権の回収によって得た資金
4. 国有企業の清算による残存資産の売却から得た資金
5. 組織、個人からの寄付金および国際援助によって導入される資金
6. 国家の年次予算から拠出される資金

以上であるが、上記1から4までの資金ソースは現在の国有企業改革のペースを考えるとわずかなものであり、主たる部分は5の国際援助資金と6の財政拠出によって賄われると考えられる。

しかし、5の国際援助資金は世銀、ADB、IMF、IFCおよび2国間援助を想定しており、今後、国有企業改革において厳しい条件交渉の展開があると予想される。

6-7 その他関連法の整備状況

6-7-1 破産法

現在、破産法の改正に向けて草案作成チームが作業に入っている。現在の破産法は、条文はあっても施行されないという状態にある。その理由としては、①条文の法的根拠が曖昧であること、②第三者による破産申し立ての場合、破産原因等についての立証が要求されること、③労働者は職を失うことを恐れて申し立てをしないこと、④債権者は不良債権の責任追求を恐れて申し立てをしないこと、⑤経営者も責任追求を恐れて申し立てをしないこと、⑥破産を立証するための監査費用が残存資産より高額であること、⑦裁判所の権限と裁判手続きに統一性がないこと、⑧破産について民事手続きと刑事手続きの明確な線引きがないこと、等が挙げられる。

国有企業の所有と経営の分離が曖昧な現在、国有企業の経営者は、自らの責任を自覚することが難しい。裁判でも、国有企業の経営者が行った資産処分等について権限の所在を明確に規定できない。場合によってはいつのまにか国有資産の不正使用として刑事責任を追究されるケースもあるため、所有者の責任、経営者の責任が明文化できない場合、波及を恐れてライン・ミニストリーが破産手続き以前に救済の手を差し伸べてしまう。

国有企業の破産については、経済裁判所が管轄するが、裁判所に持ち込まれるケースは非常に希である。破産手続き以前に経営の改善や更正等についての法的手続きを規定する必要がある。また、裁判所の職員や裁判官が国有企業の破産手続きについてよく理解していない。各自の役割、権利、義務について明確な認識を持つことが重要であるが、不透明な国家の介入が依然として認められる段階では、裁判所が独立して国有企業の破産案件に関与することは不可能に近い。訴訟手続きについても、包括的な法律が存在しない上、裁判所は破産宣告を告示するに当たって、従業員やライン・ミニストリーの批判の対象となることを恐れている。破産宣告をする以前に、裁判所は破産監査を行う予算を与えられていない。司法の独立性の低さが要因である。

破産法の改正法案は2001年に国会で審議される予定である。国有企業の破産手続きについ

ては、破産法を容易に適用できるような形へと簡素化し、実効性を付与する必要がある。

6-7-2 労働法について

ヴェトナムの労働法は世界でも最も進歩的な労働法である。しかし、現在のヴェトナム労働市場の現実と照らし合わせると、あまりにもギャップが大きい。現行の労働法は本来、成熟した市場経済、成熟した労働市場、そして一定レベル以上の経済力を持った国でなければ、その完全なる施行は難しい。

労働法によれば、基本的にはすべての企業は労働組合を持たなければならないが、現実には小さな企業では無理である。100%国有企業の場合、例外なく労働組合が組織されている。

労働組合の役割については労働法の中に1章が割かれている。労働者の大半は労働法の基本的趣旨について理解している。

また、すべてのGCおよび国有企業には労働組合の代表が経営に参加できる。国有企業における労働組合の代表の役割は、①経営者の役割を監視すること、②経営上の決定事項に票による参加をすること、③経営計画や経営戦略に従業員の意志を反映することである。

従業員の意識、就労への意欲など、市場経済の枠組みの中ですべてにおいて幼い段階にあるヴェトナムの労働市場では、現在の先進的な労働法を遵守しようとする場合、特に改革に直面している国有企業に対して大きな負担を強いる結果となる。労働者の意識が計画経済の頃の意識とあまり変わらない現状では、現行労働法の遵守は反って労働者の市場経済への適応を妨げる役割を担ってしまうからである。

国有企業改革の過渡期にある現在、政府は経過的な法的措置を発動し、現行労働法の施行を緩和する必要がある。しかし、想定される社会不安を最低限に抑えるためには、あまりにも急速な改革を行うには無理がある。段階的な改革を行い、改革の成果が次の段階におけるコストを相殺できるようなメカニズムの構築が必要である。

1999年政府決定177号³⁰および2000年財政省決定95号³¹はそのメカニズムを規定するものである。国有企業改革基金の創設は意義深いものであるが、第1段階における基金創設は政府財政負担の能力を超えるものである。そのためには、世銀、IMF、複数国間、その他2国間援助に頼る必要があり、政府も努力をしている。

この基金が第1段階において活用できるようになれば、国有企業の余剰労働力の問題に現実的な解決の道が開かれる。従業員の自主退職に要する退職金、再訓練の経費、年金の負担なども軽減されることになる。

³⁰ Decision of the Prime Minister NO 177-1999-QĐ-TTg on organization and operation of Fund for arranging and Equitizing State Owned Enterprises

³¹ Decision No. 95-2000-QĐ-BTC promulgating the Regulation on Management, Collection, Remittance and use of State Enterprise Restructure and Equitization Support Funds

しかし、国有企業はこの制度に頼るのではなく、できるだけ早い段階でこの制度から卒業し、現行労働法を十分に遵守できるような環境を整えていかなければならない。余剰労働力の削減と、既存労働力の生産性の向上は腹背の関係にあるからである。

国有企業の数には1990年に12,000社あったが、2000年現在でおよそ5,700社まで減っており、その結果、国有企業で働く従業員の数も激減した。改革の過程で膨大な数の従業員が失業している。ヴェトナム労働総連（VGCL）によれば、1992年までにおよそ70万人が解雇され、その内40%が安定した就労先に再就職、40%が安定はしていないが何らかの職業につき、残り20%は失業状態にある。最近の経済危機で失業率は高くなっており、現在の平均で7.3%である。特に深刻なのは建設業界の14%、機械工業の15%という数字である。

7. 国際機関および日本の支援

ハノイに常駐する国際機関の国有企業改革への反応は悲観的なものであり、特に独資有限会社化への警戒感が根強い。独資有限化は国家による国有企業支配の継続と強化につながるものであり、単に名称を変えて国有企業を存続させる意図が明らかであり、現状に変化をもたらさないと見方が大勢を占めている。

世銀、IMFの立場としては、直接国有企業改革にはタッチせず、商取引および貿易の側面から国有企業への圧力を高めていくアプローチを選択しようとしている。そのためにも現在の商事契約法を米国式の統一商事法典（UCC）に準ずるものにしていきたいとの姿勢である。

ADBとしては引き続き、株式化および民営化に対するテクニカル・アシスタンスを通して、粘り強く国有企業の改革に取り組んでいく姿勢である。

日本の対越法制度整備支援は1991年にインフレが収束した頃より、民法、商法起草の支援を求められたことが発端であるが、1995年にJICAの「重要政策支援プログラム」としてプロジェクトが組成された。第1期が1999年12月に終了し、2000年より第2期が始まったが、主に民法の整備、人材育成、機材供与が中心となっており、企業法関連への支援は提供されていない。ヴェトナムでは、法律の制定、施行は、司法省が統括するわけではなく、各省庁が各々の管轄分野の法律制定、施行を行う。企業法、国有企業法は計画投資省の管轄であるため、司法省をカウンターパートとしているJICA法整備支援の範囲外となっている。

8. 国有企業改革における法的側面の問題点と提言

新企業法は必ずしも一般的な先進諸国の会社法と類似しておらず、そこそこに独自の規定や特異な条文が見うけられる。通常一般的には考えられない議決権付き優先株主の規定などであるが、これは国有企業の株式化を睨んで、株主たる国家の特別な権限をあくまでも留保しようという姿勢とも考えられる。このため、企業法が本来の会社法としての性質からかけ離れて歪んだ発展を

していく可能性もあり、国有企業改革の行方にも影を投げかける可能性がある。

1999年の政府決定177号によって、株式化される企業のために改革ファンドが設けられた。しかし、ファンドの財源が十分ではないため、基金の設置そのものが疑問視されている。基金は地方政府レベル、GC91レベルおよびライン・ミニストリーレベルと3段階で設置される。基本的には各企業の改革計画が承認された時点で基金から自動的に必要資金が拠出されるメカニズムになっている。特に余剰労働力の再訓練と退職・解雇の際の社会保障と債務の整理に振り向けられるが、地方レベルで累積債務を抱える国有企業の改革という意味では基金の効果に疑問が残る。また、国有企業が株式化された後、政府による財政補助がなくなるため、改革に踏み切る国有企業は限られてしまう。特に財政難に喘ぐ地方レベルでは基金の配分について実情に合った施策が必要と思われる。

国有企業の改革にとっての法的側面からの問題点は、以下のとおりである。

- 株式化における余剰労働力への対処規定が実現性に欠けている
- 企業法の独資有限会社条項に企業の財政自主権、独資株主の責任、経営者の責任が定義されていない
- GC改革のための政令の見直しと改正が必要である
- GCのモデル定款の改正が必要とされる
- 独資有限会社規定（草案）において出資資本と所有（株主）の法的枠組みが明確でない
- 国有企業法（改正草案）における存続国有企業の取り扱い、国家による投資、独資有限会社との整合性に関する法的枠組みの整備が必要
- 国有企業改革に伴う契約関係の変化に対応する経済契約法の改正が必要
- 経済取引に関する刑事罰規定が定義されていない
- 国有株式とその他の株式保有における取り扱いの差別が著しい
- 国有企業が保有する子会社株式に対する権利が定められていない
- 独資有限会社に対する会計処理基準の適用が定まっていない。現在財政省が起草している非国有企業の会計基準に対して民間からの抵抗が非常に強い

今後、国有企業法の改正と新企業法の動向については、国有企業改革において無視できないものであり、両法の相互作用を包括的に観察していかなければならない。

ヴェトナム側は法整備支援において主に民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、その他経済法については援助を要請しているが、こと商法、会社法の分野においては、独自の路線のもとに法整備を進めている。

国有企業改革との関係において、企業関連法が国有企業法と並行して国家の経済政策に密着して発展しなければならないとの見方があるため、MPIを中心として党大会、国会常務委員会、各省庁との調整に多大な時間がかけられている。

国有企業改革に対する現状は非常に流動的であるが、法的側面からの提言は以下の5点に集約することができる。

- 1) 国有企業法を改正し、公共サービス企業のみに限定して適用する。
- 2) 現存しているすべての営利国有企業に関しては、株式化あるいは有限会社化によって企業法を適用する
- 3) 独資有限化対象の国有企業に関して、早急に出資者の権限、責任、経営管理体制、ディスクロージャー、財務処理に関する部分を充実し、透明性かつ予見性の高い経営体制を確立する。
- 4) 株主としての国家の責任と権限の範囲を明確に規定する条項を企業法の補足として別途設ける。
- 5) 国家の出資した資本に対して国民が投資の結果をモニタリングできるようなメカニズムを構築する（議会に対する営業成績の報告責任を義務付けるなど）。

9. おわりに

以上、本稿では、ヴェトナムの国有企業改革をめぐる各種法的環境を整理しつつ、不安定な経営環境を克服すべき方策の検討を試みた。

国有企業改革によって、企業には国家の保護という傘が取り去られる代わりにより大きな自主権が与えられる。しかし、自主権が大きくなるということは、それだけリスクも大きくなることを意味している。リスクに対処するための知識、スキルを身につけなければならない。そこには新しい環境における法的枠組みの変化を把握し、理解することが必要になってくる。

ヴェトナムにおける市場関係の法律は必ずしも完成されたものではない。国有企業法から企業法へ遵守すべき法が変わったとしても、現行企業法は今後の市場経済の発展を予見した場合に非常に未熟な法である。

つまり、営業上のリスクだけでなく、不完全な法体系から生ずる市場リスクにも対処する能力をこれからの経営者は求められることになる。国家による保護という依存関係が廃止される方向にある中で、今後は主体的に市場ルールの整備を行っていかなければならない。民間企業の存在が小さいヴェトナムでは、今後の市場を担っていくのは改革された元国有企業である。必然的に市場ルールの構築に最も貢献できるのはこれら改革された元国有企業ということになる。現在のように政府への期待と要求のみを繰り返すのではなく、主体的な市場ルールの構築のため、積極的に政府への提案をしていかなければならない。実際の市場におけるプレーヤーがルールの構築と遵守を要求し、政府がそれに対処して法律を制定していくのが先進市場経済諸国の法の発展形態である。

法は国家によるコントロールの道具ではなく、国民が主体的かつ自主的に遵守していくべき透明性かつ信頼性の高いものでなければならない。市場経済の法的枠組みを構築するのは市場の主役である企業であることを忘れてはならない。現在の国有企業は親元から自立する年齢を迎えた思春期の青年と同じである。自立したいが独り立ちできるかどうか、不安を抱えている。国有企

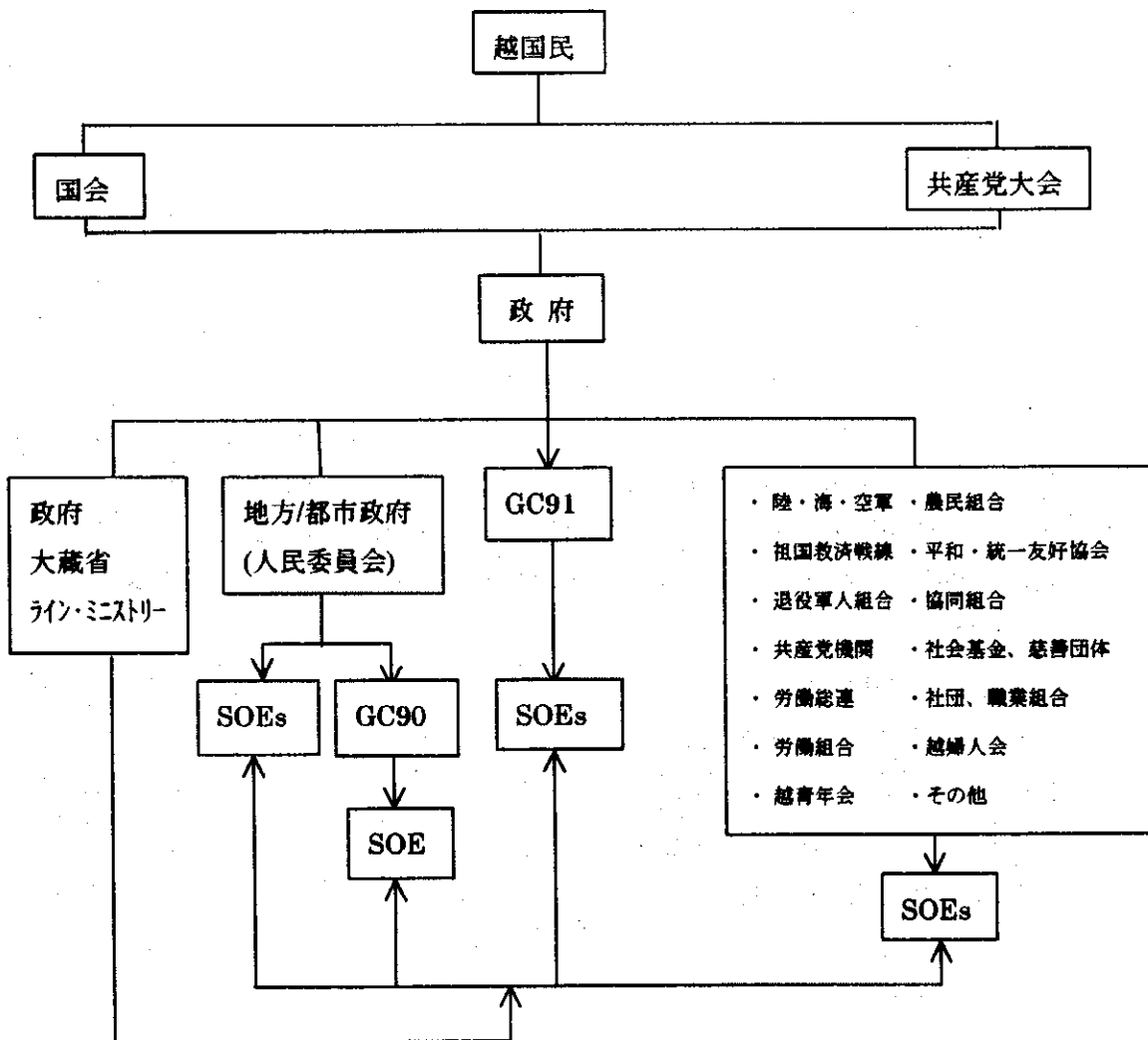
業の改革の方向性は既に示されている。自立と独立採算への道である。その道を歩むのは他でもない国有企業である。その道を整備するには国有企業の協力と参加が不可欠である。もはや、政府は体だけ成長した国有企業を抱えて歩くことはできない。企業合同や再編成によって規模が拡大した国有企業は、今後は内部からの意識改革を行い、成熟した市場の担い手として自立しなければならない。国有企業の経営者は現実の事業環境から学び、市場経済の法的枠組みを示す役割も今後は担っていく覚悟が必要である。

ベトナム国では、複数の先進国モデルを参照しつつ、改革後の元国営企業に対して事実上国家による経営陣、株主総会への影響力を留保する形で関連法制の整備を試みている。

IMF、世銀、ADBは、現在の指導体制において英米型のガバナンス制度を推奨しているが、ベトナム国は国有企業において、資本家としての国家による支配というよりは、国有資産の流出防止を目的とした管理手段としての管理形態を模索している。ここでは、ベトナムの求める企業管理の目的と、援助サイドが目的とするガバナンスの捉え方が根本的に異なっていることを認識すべきである。この考え方が整理されてはじめて、国有企業経営の公正性・効率化を果たす制度設計が可能になる。

ベトナム国の国有企業改革の道はまだ試験的な段階を脱したわけではない。多くの試みが失敗に終わっており、さらには民間の中小企業育成という新たな市場アプローチも登場している。ベトナム国の各種企業を巡る法環境の矛盾と模索は当分の間、続くと思われる。

ヴェトナムの国有企業関連法制から見た国有企業の支配構造



附 則

(1998年6月29日政令44号附則)

株式化の対象となる国有企業の選定基準

I. 株式化の対象とならない既存国有企業

- 1996年10月2日政令56-CP第1条に記載されている公共サービス国有企業

国有資本が100億ドンを超えるこのタイプの国有企業を株式化する場合は、首相あるいは政府の許可を要する。国有資本が100億ドン以下の国有企業の場合、大臣、県人民委員会および中央政府直轄の市人民委員会の許可を要する。

- 国家が独占的に生産する製品およびサービスの提供：爆発物、毒性の強い化学薬品、放射性物質、紙幣および有価証券の印刷、国内および国際通信ネットワーク基盤事業。

II. 株式化に当たって国家が支配的な株主あるいは特殊株主となる国有企業

- 資本金100億ドンを超える公共サービス国有企業
- 稀少金属の採掘
- 鉱物資源の大規模開発
- 石油採掘のための技術サービス
- 肥料、農薬、薬品および化学薬品
- 非鉄金属および貴金属の大規模生産
- 大規模な発電および送配電
- 航空機の修理
- 郵便および通信サービス
- 鉄道輸送、航空輸送および海上輸送
- 大規模な印刷、出版事業、アルコール、ビールおよび煙草の生産
- 投資銀行および貧民銀行
- 燃料および石油に関連する大規模事業

III. 以上以外のすべての国有企業は、国家が支配株主あるいは特別株主として影響力を行使しない株式会社あるいはその他の所有形態の企業に転換することができる。

政府首相

ファン・ヴァン・カイ

外国人投資家に株式を売却することが認められる国有企業セクター
(1999年6月28日付首相決定145-1999-QD-TTG附則)

1. 衣料
2. 製靴
3. 皮革加工
4. 農水産品生産および加工
5. その他の消費財
6. 建設資材の生産
7. 道路輸送、国内水上輸送、コンテナ輸送業
8. 教材開発
9. おもちゃ製造
10. ホテル、商社、サービス
11. 機械製造
12. 上記製品の輸出業

ヴェトナム独資有限会社規定（企業法第 2 章 46, 47, 48, 49, 50 条）

第 46 条 独資有限会社 (Cong ty trach nhiem huu han mot thanh vien)

1. 独資有限会社は一組織（社員）によって所有される会社である。社員は、会社の資本金を限度として債務およびその他の義務に対して責任を負う。
2. 社員は、その他の組織および個人に対して、資本金のすべてあるいは一部を譲渡する権利を持つ。
3. 独資有限会社は一般に株式を発行することは禁じられている。
4. 独資有限会社は、会社登記証明書が発行された日より法人とされる。

第 47 条 社員の権利義務

1. 社員は以下の権利を持つ。
 - a) 定款記載内容の決定、修正、変更の決議。
 - b) 第 49 条に規定されている経営組織形態の決定、取締役の任命、解任、更迭。
 - c) 資本金額変更の決議。
 - d) 企業の財務諸表に記載されている総資産額の 50% あるいはそれを超える価額に相当する投資計画の決議。
 - d') 企業の財務諸表に記載されている総資産額の 50% あるいはそれを超える価額に相当する資産の売却決議。
 - e) 企業の業務を検査、評価の実施
 - f) 利益の配当決議。
 - g) 企業の組織変更の決議。
 - h) 本法および会社定款に定められた権利。
2. 社員は以下の義務を負う。
 - a) 登記された資本金を期限内に全額払込む。
 - b) 定款に従う。
 - c) 企業および社員間における売買、賃貸借、リースについて、売買、賃貸借、リースに関する法律に従う。
 - d) 法に従ってその他の義務を履行する。

第48条 社員の権利の制限

1. 社員が資本金の一部あるいは全部を個人的に引上げることは許されない。
2. 社員は資本金の一部あるいは全部を他の組織あるいは個人に譲渡する目的を持って引上げることはできない。
3. 会社が債務返済およびその他の義務を履行できない状態にあるとき、社員は会社の利益（配当額）を引上げることはできない。

第49条 会社の管理組織

1. 独資有限会社の内部管理組織は、業種に従って取締役会（BOD）、取締役（業務執行取締役）、社長および代表取締役によって構成される。
2. 独資有限会社の取締役会、社長、取締役（代表取締役）の権利義務は本法およびその他の関連法に従って定款に定められる。

第50条 資本増加および資本減少

独資有限会社は以下に従って資本の増加および減少を行うことができる。

1. 社員の出資額の増加および減少。
2. 資本金額を会社資産総額に従って修正する。

国有企業改革に関する主要法令リスト

No.	ISSUED AGENCIES	TITLE OF DOCUMENTS
I LAW		
1.	National Assembly	Law on State-owned enterprises in 1995
2.	National Assembly	The Civil Code in 1994
3.	National Assembly	Law on Enterprises in 1999
II RESOLUTION		
	Standing National Assembly Committee	No.60/1998/NQ-UBTVQH10 dated 28 August 1998 on promulgation of democratic regulations in State-owned Enterprises.
III DECREES		
1.	Government	No.18/CP dated 13 May 1995 making detailed provisions on the implementation of the rights and obligations of domestic agencies assigned and rented land by the State.
2.	Government	No.34/CP dated 27 May 1995 on the obligations, rights, and organization of the General Department of State Capital and Assets Management in SOEs.
3.	Government	No.39/CP dated 27 June 1995 issuing the Charter Model of State General Corporations.
4.	Government	No.64/CP dated 9 October 1995 issuing temporary regulations on the organization and activities of Leasing Companies in Vietnam.
5.	Government	No.92/CP dated 19 December resolving the interests of workers in bankrupt enterprise.
6.	Government	No.96/CP dated 27 December making detailed providing on the implementation of Law on Turnover Tax and the Law on Amending and Supplementing the Law on Turnover Tax.
7.	Government	No.28/CP dated 7 May 1996 on transferring some State-owned enterprises into Joint stock companies.
8.	Government	No.50/CP dated 28 August 1996 on the establishment, reorganisation, dissolution, and bankruptcy of State-owned enterprises.
9.	Government	No.56/CP dated 2 October 1996 on the public service state-owned enterprises.
10.	Government	No.59/CP dated 3 October 1996 issuing the Regulations on financial management and business accounting in SOEs. - Regulations on financial management and business accounting in SOEs (promulgated in conjunction with the Decree No.59/CP dated 3 October 1996 of the Government).
11.	Government	No.25/CP dated 26 March 1997 on amending some articles of the Decree No.28/CP dated 7 May 1996 on transforming some SOEs to joint-stock companies.
12.	Government	No.28/CP dated 28 March 1997 on renovating of salary and income management in SOEs.
13.	Government	No.38/CP dated 28 April 1997 on amending and supplementing some articles of the Decree No.50/CP dated 28 August 1996 of the Government on the establishment, reorganisation, dissolution, and bankruptcy of SOEs.
14.	Government	No.110/1997/ND-CP dated 18 November 1997 on supplementing the salary coefficient of managerial title and allowances of the enterprises leaders (promulgated in conjunction with the Decree No.26/CP dated 23 May 1993).
15.	Government	No.44/1998/ND-CP dated 29 June 1998 transforming a SOE to a joint-stock company.
16.	Government	No.48/1998/ND-CP dated 11 July 1998 on stock and stock market.
17.	Government	No.51/1998/ND-CP dated 18 July on amending, supplementing some articles of Decree No.87/CP dated 19 December 1996 making detailed provisions on implementing managerial decentralization, preparation, accept and payment of state budget.
18.	Government	No.57/1998/ND-CP dated 31 July making detailed provisions of Trade Law on import, export activities, intermediary exchanging agent with foreign countries.
19.	Government	No.61/1998/ND-CP dated 3 October 1998 on the inspection, examination activities in enterprises.
20.	Government	No.82/1998/ND-CP dated 3 October 1998 issuing the list of legal capital of credit institutions.

21.	Government	No.84/1998/ND-CP dated 12 October 1998 making detailed provisions of implementing Law on Special Consumption Tax.
22.	Government	No.90/1998/ND-CP dated 7 November 1998 issuing the regulations of oversea loans and payment management.
23.	Government	No.100/1998/ND-CP dated 10 December 1998 on financial regulations of the State Bank of Vietnam.
24.	Government	No.102/1998/ND-CP dated 21 December 1998 on amending, supplementing some articles of Decree 28/1998/ND-CP of the Government making detailed provisions on Law on VAT.
25.	Government	No.07/1999/ND-CP dated 13 February 1999 on promulgating the democratic regulations in SOEs. - The Democratic regulations in grassroots.
26.	Government	No.10/1999/ND-CP dated 01 March 1999 on supplementing Decree No.195/CP dated 31 December 1994 of the Government providing the details and guiding the implementation of some articles on working, rest time according to Labour Code.
27.	Government	No.11/1999/ND-CP dated 3 March 1999 on the prohibited circulation goods, trade services not to be carried out allowed, goods and services to be limited in trading (if it is trading it have to comply with certain conditions).
28.	Government	No.22/1999/ND-CP dated 14 April 1999 regulating oversea investment of Vietnamese enterprises.
29.	Government	No.17/1999/ND-CP dated 29 March 1999 on assigning, transferring, leasing out and rerenting, heritating procedures of land use right and mortgage, capital contribution by the value of land use.
30.	Government	No.27/1999/ND-CP dated 20 April 1999 on amending and supplementing the Regulations on financial management and business accounting for SOEs (promulgated in conjunction with Degree No.59/CP dated 03 October 1996 of the Government).
31.	Government	No.84/1999/ND-CP dated 28 August 1999 on reorganizing the General Department of State Capital and Assets Management in SOEs under the management of the Ministry of Finance.
32.	Government	No.103/1999/ND-CP dated 10 September 1999 on assigning, selling, contracting out, and leasing State-owned enterprises.
33.	Government	No.03/2000/ND-CP dated 03 February 2000 on guidelines for implementation of the Law on Enterprises.
34.	Government	No.10/2000/ND-CP dated 27 March 2000 on the regulation of minimum salaries in SOEs.
IV	DECISIONS OF THE PRIME MINISTER	
1.	Prime Minister	No.90-TTg dated 7 March on continuing SOE arrangements.
2.	Prime Minister	No.91-TTg dated 7 March on the experimental establishment of general corporations.
3.	Prime Minister	No.51/TTg dated 21 January 1995 regulating basic depreciation regime on fixed assets in SOEs.
4.	Prime Minister	No.397/TTg dated 7 July 1995 on the transformation of managerial obligations of state capital and assets.
5.	Prime Minister	No.185/TTg dated 28 March 1996 on carifying SOEs into special class.
6.	Prime Minister	No.186/TTg dated 28 March 1996 on promulgating the list of SOEs in special class.
7.	Prime Minister	No.548/TTg dated 13 August 1996 on the establishment Steering Committee of Equitisation accordance with Degree No.28/CP dated 07 May 1996 on transformation of some SOEs to joint-stock companies.
8.	Prime Minister	No.745/TTg dated 8 October 1996 on ranking of SOEs in the special class.
9.	Prime Minister	No.1021/TTg dated 1 December 1997 on establishing Working Group on Arrangement of SOEs in Hanoi and Ho Chi Minh city.
10.	Prime Minister	No.1085/1997/QD-TTg dated 15 December 1997 on supplementing members to Working Group on Rearrangement of SOEs in Hanoi and Ho Chi Minh city.
11.	Prime Minister	No.51/1998/QD-TTg dated 16 January 1998 on supplementing members to Working Group on Rearrangement of SOEs in Hanoi and Ho Chi Minh city.

12.	Prime Minister	No.225/1998/QD-TTg dated 21 January 1998 on issuing regulations on publicized finance of state budget of all levels and funds setting up from contributed sources by people.
13.	Prime Minister	No.68/1998/QD-TTg dated 27 March 1998 on allowing the experimental establishment SOEs in training and research institutes.
14.	Prime Minister	No.83/1998/QD-TTg dated 15 April on the salary regime and allowance of members of Board of Directors, and Supervisor Committee in General corporations and large-scales independent SOEs.
15.	Prime Minister	No.111/1998/QD-TTg dated 29 June 1998 on the establishment of National Committee on Enterprise Reform.
16.	Prime Minister	No.113/1998/QD-TTg dated 6 June 1998 on transforming Northern, Central and Southern airports into public service SOEs.
17.	Prime Minister	No.635/1998/QD-TTg dated 22 July 1998 on leader members of National Enterprise Reform Committee.
18.	Prime Minister	No.764/1998/QD-TTg dated 24 August 1998 on the establishment of Export Awarded Fund.
19.	Vice-Prime Minister- Head of National Enterprise Reform Committee	No.01/1998/QD-DMDN dated 19 September 1998 on promulgation of the Regulations of organisation and operation of National Enterprise Reform Committee.
20.	Prime Minister	No.111/1998/QD-TTg dated 29 September 1998 on the members of leadership on National Enterprise Reform Committee.
21.	Prime Minister	No.205/1998/QD-TTg dated 19 October 1998 issuing regulations of exemption tax stores.
22.	Prime Minister	No.212/1998/QD-TTg on promulgating regulations for outside territory stores.
23.	Prime Minister	No.225/1998/QD-TTg dated 20 November 1998 on the promulgation of Regulations on making public of financial situation of state budget at all levels and other funds contributed by citizens.
24.	Prime Minister	No.254/1998/QD-TTg dated 30 December 1998 on executing of export and import activities in the year 1999.
25.	Prime Minister	No.24/1999/QD-TTg dated 13 February 1999 on ranking of SOEs into special class.
26.	Prime Minister	No.122/1999/QD-TTg dated 10 May 1999 issuing Regulations on the criterion and norm of using car in administrative offices and SOEs.
27.	Prime Minister	No.145/1999/QD-TTg dated 28 June 1999 issuing Regulation on selling shares to foreign investors.
28.	Prime Minister	No.150/1999/QD-TTg dated 8 July 1999 on the general inventory of and reevaluation of assets in SOEs.
29.	Prime Minister	No.177/1999/QD-TTg dated 30 August 1999 on organization and operation of Fund for Arranging and Equitizing State owned enterprises.
30.	Prime Minister	No.187/1999/QD-TTg dated 16 September 1999 on reforming the organization and management mechanism of state managed forestry.
31.	Prime Minister	No.208/1999/QD-TTg dated 26 October 1999 on amending, supplementing Regulations on criterion and norms of using car in administrative offices and SOEs, accompanied with Decision No.122/1999/QD-TTg dated 10 May 1999 issued by Prime Minister.
32.	Prime Minister	No.119/1999/QD-TTg dated 1 December 1999 on organizing Mission Group of establishing an Experimental Scheme of General corporations investment into member enterprises.
33.	Prime Minister	No.233/1999/QD-TTg dated 20 December 1999 on issuing Guaranty Regulation by Government for foreign debts of enterprises and financial institutions.
34.	Prime Minister	No.51/2000/QD-TTg dated 3 May 2000 on assigning the target of equitization and ownership diversification of SOEs (1st stage), in the year 2000.
35.	Prime Minister	No.55/2000/QD-TTg dated 22/5/2000 on authorising the rights to decide selling, contracting out and leasing SOEs whose state capital from VND 1 trillion up to less than 5 trillion.
36.	Prime Minister	No.72/2000/QD-TTg dated 21 June 2000 on ratifying the list of specially ranked SOEs.

V INSTRUCTIONS		
1.	Government Prime Minister	No.262/TTg dated 02 May 1995 on assigning the preparation of implementing regulations of Law on SOEs.
2.	Government Prime Minister	No.272/TTg dated 03 May 1995 on accelerating the organization, rearrangement of Union of Enterprises, general corporations.
3.	Government Prime Minister	No.500/TTg dated 25 August 1995 on accelerating the reorganization and rearrangement of SOEs.
4.	Government Prime Minister	No.573/TTg dated 23 August 1996 on facilitating general corporations established by Prime Minister to stabilise activities.
5.	Government Prime Minister	No.748/TTg dated 10 October 1996 on the implementation of Regulations of Financial management and Business auditing in SOEs promulgated in conjunction with Decree No.59/CP dated 3/10/1996 of the Government.
6.	Government Prime Minister	No.135/TTg dated 4/3/1997 on drafting Regulations of the Board of Directors and Control Committee in general corporations and SOE with Board of Directors.
7.	Government Prime Minister	No.658/TTg dated 20 August 1997 encouraging the implementation of SOE equitisation process.
8.	Government Prime Minister	No.20/1998/CT-TTg dated 21 April 1998 on the enhancement of SOE rearrangement and renovation.
9.	Government Prime Minister	No.10/1999/CT-TTg dated 29 April 1999 on solving enterprises' petitions.
10.	Government Prime Minister	No.12/1999/CT-TTg dated 10 May 1999 on the revision of the implementation of Law on SOEs.
11.	Government Prime Minister	No.15/1999/CT-TTg dated 26 May 1999 on the completion of organisation performance of general corporations.
12.	Government Prime Minister	No.20/1999/CT-TTg dated 20 July 1999 on the implementation of Law on Enterprises.
VI DECISIONS OF MINISTERS		
1.	Governor of the State Bank of Vietnam	No.104/QD-NH5 dated 02 May 1995 on the promulgation of Charter Model of Financial companies in General corporations.
2.	Minister of Ministry of Finance	No.1215 QD/TCCB dated December 1995 authorizing some tasks of enterprise's financial management to the General Department of State Capital and Asset management.
3.	Minister of Ministry of Finance	No.838 TC/QD/TCDN dated 28 August 1996 on the promulgation of "Model of Financial Regulations of State General Corporations".
4.	Minister, Head of Central Steering Committee of SOE Equitization	No.01/CPH dated 4 September 1996 on procedures for transforming SOEs to joint stock companies.
5.	Minister of Ministry of Finance	No.861 QD/TCCB dated 14 September 1996 assigning the tasks to General Department of State Capital and Asset management.
6.	General Director of General Department of State Capital and Asset Management	No.838/TCDN/QD/VP dated 4 October 1996 making provision on some contents, responsibilities of management and the authority of dealing with financial issues of General Department of State Capital and Asset management.
7.	Minister of Ministry of Finance	No.995/TC-QD/TCDN dated 01 November 1996 on the amendment, supplement of "Model of Financial Regulations of State General Corporations" promulgated in conjunction with Decision No.838 TC/QD/TCDN dated 28 August 1996.
8.	Minister of Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.238/LDTBXH-QD dated 08 April 1997 on the promulgation of the sample of wage book of SOEs.
9.	Minister of Ministry of Finance	No.832/TC/QD/CDKT dated 28 October 1997 on the issue of Regulations of internal audit.
10.	General Custom Office	No.50/1998/QD-TCHQ dated 10 March 1998 issuing document and guidelines of custom procedures for export and import commodities.

11.	Minister of Ministry of Trade	No.0385/1998/QDD-BTM dated 28 March issuing regulations of solving procedures between the Ministry of Trade and organizations and individual in dealing with the license of import and export commodities; setting up of foreign representatives in Vietnam.
12.	Governor of the State Bank of Vietnam	No.324/1998/QD-NHNN1 dated 30 September 1998 on promulgating lending regulations of credit organizations.
13.	State Security Committee	No.04/1998/QD-UBCK3 dated 13 October 1998 on promulgating organization and performance regulations of security company.
14.	State Security Committee	No.05/1998/QD-UBCK3 dated 13 October 1998 on promulgating organization and performance regulations of security company and control fund company.
15.	Ministry of Finance	No.1405/1998/QD-BTC dated 19 October 1998 on amending item 3, Article 4 issuing the provisions on limited prices of land renting by domestic organization promulgated in conjunction with Decision No.1357/TC-QD-TCT dated 10 December 1996 of the Minister of Ministry of Finance.
16.	Ministry of Trade	No.1291/1998/QD-BTM dated 20 October 1998 issuing the regulations of managing and using the Export-awarded Fund.
17.	Minister of Ministry of Finance	No.1461/1998/QD/BTC dated 20 October 1998 on the definition of the value of equitized SOEs.
18.	Minister of Ministry of Finance	No.101/1999/QD-BTC dated .../.../1999 on the promulgation of Regulations on management and use of transportation means in administrative agencies and SOEs.
19.	Minister of Ministry of Finance	No.38/2000/QD-BTC dated 14 March 2000 issuing and announcement of the application of Vietnam accounting Standard and auditing System.
20.	Minister of Ministry of Finance	No.95/2000/QD-BTC dated 9 June 2000 on the promulgation of the Regulations of management, collection and use of the Fund for Support, Rearrangement and equitization of SOEs.
VII CIRCULARS		
1.	Ministry of Finance	No.36/TC/TCDN dated 27 April 1995 guiding the depreciation regulation of fixed assets in SOEs.
2.	Ministry of Planning and Investment	No.03/BKH-QLKT dated 27 February 1996 guiding the criteria of clarifying of large independent SOEs having the Board of Director.
3.	Joint-Circular the State Bank of Vietnam- Ministry of Finance- and Ministry of Justice	No.01 TT-LB dated 03 July 1996 of Inter-Ministries guiding the procedures on asset mortgage and deposit applying for SOE and the procedures of notaration of mortgage, deposit and guarantee contracts of bank loans.
4.	Ministry of Finance	No.47/TC/TCT dated 17 August 1996 guiding on the implementation of Decree No.39/CP dated 27 June 1995 and Decree No.28/CP dated 07 May 1996 on registration fees.
5.	Ministry of Finance	No.50/TC/TCDN dated 30 August 1996 guiding o financial issues, selling and issuing of shares in transforming SOEs to joint stock companies in accordance with Decree No.28/CP dated 7 May 1996 of the Government.
6.	Ministry of Labour- War Invalid and Social Affairs	No.17/LDTBXH-TT dated 7 September 1996 guiding on the policies for workers in SOEs to be transformed to joint stock company in accordance with Decree No.28/CP dated 7 May 1996 of the Government.
7.	Ministry of Finance	No.70 TC/TCDN dated 5 November 1996 guiding on the distribution of after-tax profit and management of SOE funds.
8.	Ministry of Finance	No.73 TC/TCDN dated 12 November 1996 guiding on the preparation, making public and examining of annually financial report in SOEs.
9.	Ministry of Finance	No.75 TC/TCDN dated 12 November 1996 guiding on the management and use of capital and assets in SOEs.
10.	Ministry of Finance	No.76 TC/TCDN dated 15 November 1996 guiding on the regulation of turnover, cost, and products and services price of SOEs.
11.	Ministry of Planning and Investment	No.01 BKH/DN dated 29 January 1997 guiding on the implementation of Decree No.56/CP dated 2 October 1996 of the Government on the public service SOEs.
12.	Ministry of Finance	No.06 TC/TCDN dated 24 February 1997 guiding on financial management regulations in public services SOEs.

13.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.13/LDTBXH-TT dated 10 April 1997 guiding on the preparation of unit cost-based salary and management of wages and incomes in SOEs.
14.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.14/LDTBXH-TT dated 10 April 1997 guiding on the preparation of labour norm in SOEs.
15.	Ministry of Finance	No.25 TC/TCDN dated 15 May 1997 guiding on the procedures and principles of dealing with financial issues in dissolving SOEs.
16.	Ministry of Planning and Investment	No.08 BKH/DN dated 11 June 1997 guiding the implementation of Decree No.50/CP dated 28/8/1996 of the Government on establishment, reorganization, dissolution and bankruptcy of SOEs and Decree No.38/CP dated 28/4/1997 of the Government on amending and supplementing some articles of Decree No.50/CP.
17.	Ministry of Finance	No.44 TT/TCDN dated 8 July 1997 guiding the dealing with exchange difference of SOEs.
18.	Ministry of Finance	No.57 TC/TCDN dated 22 August 1997 amending, supplementing Circular No.76/TC/TCDN dated 15 November 1996 of Ministry of Finance on guidance of turnover, cost and cost-price of products and services of SOEs.
19.	Ministry of Finance	No.64 TC/TCDN dated 15 September 1997 guiding the regulations of formation and use of the reserve of in stock depreciation, spare of bad debts, reserve of stock depreciation of SOEs.
20.	Ministry of Finance	No.68 TC/TCDN dated 25 September 1997 guiding the management of the use of the State's financial supports for SOEs.
21.	Inter-Circular the State Bank of Vietnam Ministry of Finance	No.3/1997/TTLT/NHNN-BTC dated 22 November 1997 guiding the disposition outstanding debts of state-owned banks by reorganizing the activities of banks after inspection.
22.	Inter-Circular MOF-the State Bank of Vietnam	No.90/1997/TTLT-BTC-NHNN dated 19 December 1997 guiding the financial management regulations of public service SOEs in the exploitation and protection of irrigational works.
23.	Inter-Circular MOF-Ministry of Transportation and Communication	No.97/1997/TTLT-BTC-GTVT dated 31 December 1997 guiding the financial management regulations of public services SOEs in registration and control fields.
24.	Ministry of Finance	No.98/1997/TT-BTC dated 31 December 1997 providing the equipment, management and use of telephone, fax in the state agencies.
25.	Ministry of Finance	No.14/1998/TT-BTC dated 05 February 1998 guiding financial management regulations and business account of self-auditiong SOEs.
26.	Ministry of Finance	No.24/1998/TT-BTC dated 26 February 1998 guiding the management and use of reinvested capital of SOEs.
27.	Ministry of Finance	No.32 /1998/TT-BTC dated 17 March 1998 guiding the implementation of tax policies and budget collection of public service SOEs.
28.	Ministry of Finance	No.40/1998/TT-BTC dated 31 March 1998 guiding on the regulations of management, allocation and distribution of state budget expenditures by the State Treasury.
29.	Ministry of Finance	No.41/1998/TT-BTC dated 31 March 1998 guiding on the regulations of concentration, management of state budget collections by the State Treasury.
30.	Ministry of Finance	No.52/1998/TT-BTC dated 16 April 1998 guiding the organisation of internal auditing body in SOEs.
31.	Inter-Circular MOF-Ministry of Transportation and Communication	No.56/1998/TTLT-TC-NN dated 23 April 1998 guiding the financial management regulations of public service SOEs in shipping security field.
32.	Ministry of Finance	No.104/1998/TT-BTC dated 18 July 1998 on guiding financial problems in the process of transforming a SOE to joint stock company (in accordance with Decree No.44/ND-CP dated 29 June 1998 of the Government).
33.	State Bank of Vietnam	No.06/1998/TT-NHNN1 dated 15 August 1998 guiding on the implementation of some issues relating to banks in the process of transforming SOEs into joint stock companies.

34.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.11/1998/TT-LDTBXH dated 21 August 1998 guiding on the policies for workers in the process of transforming a SOE to a joint stock company in accordance with Decree No.44/1998/ND-CP dated 29 June 1998 of the Government.
35.	Ministry of Finance	No.117/1998/TT-BTC dated 22 August 1998 guiding on the implementation of preferences of tax and fee in accordance with the Article 13 of Decree No.44/1998/ND-CP dated 29 June 1998 on transforming a SOE into a joint stock company.
36.	Ministry of Finance	No.18/1998/TT-BTM dated 28 August 1998 guiding on the implementation of Decree No.57/1998/ND-CP dated 31 July 1998 of the Government on import-export activities, intermediary agent when trading with countries.
37.	General Custom Office	No.03/1998/TT-TCHQ dated 29 August 1998 guiding on the implementation of Chapter III of Decree No.57/1998/ND-CP dated 31 July 1999 of the Government provided the detailed implementation of Law on Trade on the custom procedures for foreign commodities.
38.	General Custom Office	No.04/1998/TT-TCHQ dated 29 August 1998 guiding on the implementation of Chapter I and Chapter IV of Decree No.57/1998/ND-CP dated 31 July 1998 of the Government provided the detailed implementation of Law on Trade on the custom procedures for foreign commodities.
39.	General Custom Office	No.06/1998/TT-TCHQ dated 03 September 1998 guiding on the registration, management and use of enterprise' code in im-export activities.
40.	State Bank of Vietnam	No.07/1998/TT-NHNN1 dated 28 September 1998 guiding the implementation of some issues relating to banks in transforming a SOE into a joint stock company (in accordance with Decree No.44/1998/ND-CP dated 29 June 1998).
41.	Ministry of Finance	No.130/1998/TT-BTC dated 30 September 1998 guiding on the transferring, receiving and dealing with financial problems of SOEs during the course of merger processes.
42.	Joint-Circular Government Personnel Department-MOLISA-MOF	No.06/1998/TTLT-TCCP-BLDTBXH-BTC dated 20 October 1998 guiding the implementation of Decision No. 83/1998/QD-TTg dated 15 April 1998 of the Government on the wages and allowances of the members of Board of Director, members of Supervisor Committee of State Corporations and large-scaled independent SOEs.
43.	Ministry of Trade	No.1311/1998/QD-BTM dated 31 October 1998 promulgating regulations by export replacement and temporary import.
44.	General Custom Office	No.10/1998/TT-TCHQ dated 19 November 1998 guiding on the custom procedures for trading by tax-exemption commodities in accordance with Decision No.205/1998/QD-TTg dated 19 October 1998 of the Prime Minister.
45.	Inter-Circular MOF-Ministry of Transportation and Communication	No.154/1998/TTLT-BTC-BGTVT dated 4 December 1998 guiding on the regulations of financial management of public service SOEs in domestic shipping field.
46.	Ministry of Finance	No.157/1998/TT-BTC dated 12 December 1998 guiding on the implementation of imposing VAT on credit and banking activities.
47.	General Custom Office	No.13/1998/TT-TCHQ dated 14 December 1998 guiding on the management of import tax and VAT on material import activities for producing export goods.
48.	Inter-Circular MOF-Ministry of Transportation and Communication	No.161/1998/TTLT-TC-GTVT dated 16 December 1998 making guidance on the financial management and allocation and payment in public service SOEs in infrastructural railway repair field.
49.	Ministry of Finance	No.163/1998/TT-BTC dated 17 December 1998 guiding the implementation of Law on VAT in air-shipment services.
50.	Ministry of Finance	No.164/1998/TT-BTC dated 17 December 1998 guiding the implementation of Law on VAT in postal and communication services.
51.	Ministry of Finance	No.168/1998/TT-BTC dated 21 December 1998 guiding on the implementation of Decree No.84/1998/ND-CP dated 12 October 1998 of the Government making the detailed provisions of Law on Special Tax.
52.	Ministry of Finance	No.171/1998/TT-BTC dated 22 December 1998 making guidance on the implementation of internal audit in SOEs.

53.	Ministry of Finance	No.174/1998/TT-BTC dated 24 December 1998 guiding on the imposing VAT on postal and communication services.
54.	Ministry of Finance	No.175/1998/TT-BTC dated 24 December 1998 guiding on the implementation of Decree of No.102/1998/ND-CP dated 24 December 1998 of the Government amending, supplementing some articles of Decree 28/1998/ND-CP dated 11 May 1998 of the Government promulgating detailed implementation of Law on VAT.
55.	Ministry of Finance	No.180/1998/TT-BTC dated 26 December 1998 guiding on the supplement of VAT accounting.
56.	Ministry of Finance	No.181/1998/TT-BTC dated 26 December 1998 guiding on VAT accounting in infrastructural constructions, agricultural, forestry manufacturing and processing.
57.	Ministry of Trade	No.21/1998/TT-BTM dated 24 December 1998 guiding on implementing the regulations for trading exemption tax commodities promulgated in conjunction with Decision No.205/1998/QD/TTg dated 19 October 1998 of the Prime Minister.
58.	Inter-Circular Government Committee of Prices-Ministry of Industry	No.08/1998/TTLT-VGCP-BCN dated 28 December 1998 on the steel prices' managerial mechanism.
59.	Ministry of Finance	No.187/1998/TT-BTC dated 29 December guiding on the supplements to VAT in postal and communication services.
60.	Ministry of Finance	No.189/1998/TT-BTC dated 30 December 1998 guiding on the implementation of internal-audit in SOEs.
61.	Ministry of Finance	No.191/1998/TT-BTC dated 31 December 1998 guiding on the VAT accounting in infrastructural constructions, agricultural, forestry, manufacturing and processing.
62.	Inter-Circular MOLISA-Ministry of Finance	No.18/1998/TTLT-BLDTBXH-BTC dated 31 December 1998 making guidance on the clarification of salary fund when SOEs fail to make the budget and profit contributions.
63.	Inter-Circular MOLISA-Ministry of Finance	No.17/1998/TTLT-BLDTBXH-BTC dated 31 December 1998 providing guidance on ranking of SOEs.
64.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.03/1999/TT-LDTBXH dated 9 January 1999 on revising of poverty standard under Circular No.11/TT-LDTBXH dated 21 August 1998 on the policies for workers in the process transforming SOEs to joint stock companies in accordance with Decree 44/ND-CP of the Government.
65.	Ministry of Finance	No.23/1999/TT-BTC guidance on the formation and checking of financial reports in 1998 of SOEs.
66.	Ministry of Finance	No.62/1999/TT-BTC dated 07 June 1999 guiding on the management, use of capital and assets in SOEs.
67.	Ministry of Finance	No.63/1999/TT-BTC dated 07 June 1999 guiding the management of turnover, costs and products and services price in SOEs.
68.	Ministry of Finance	No.64/1999/TT-BTC dated 07 June 1999 guiding the regulation of after-tax profit distribution and management of funds in SOEs.
69.	Ministry of Finance	No.65/1999/TT-BTC dated 07 June 1999 guiding the implementation of financial public of SOEs.
70.	Ministry of Finance	No.66/1999/TT-BTC dated 07 June 1999 guiding on the formation and amendment of the Financial Regulations of State Corporations.
71.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.23/1999/TT-BLDTBXH dated 04 October 1999 guiding on the implementation of reducing weekly working-time in SOEs.
72.	Ministry of Finance	No.132/1999/TT-BTC dated 15 November 1999 on guiding the sales of shares for foreign investors.
73.	Ministry of Finance	No.08/2000/TC-TCDN dated 19 January 2000 on amending, supplementing Circular No.63/1999/TT-BTC dated 7 June 1999 of Ministry of Finance on guiding the management of turnover, cost and price of products and services of SOEs.

74.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.07/2000/TT-BLDTBXH dated 29 March 2000 guiding some articles on labour of Decree No.103/1999/ND-CP dated 10 September 1999 of the Government on assigning, selling, contracting out and leasing of SOEs.
75.	Inter-Circular MOLISA-Ministry of Finance	No.10/2000/TTLT-BLDTBXH-BTC dated 04 April 2000 guiding on supplement guidance for Inter-Circular No.17/1998/TTLT-BLDTBXH-BTC dated 31 December 1998 on ranking of SOEs.
76.	Ministry of Finance	No.47/2000/TT-BTC dated 24 May 2000 guiding on financial issues in assigning, selling SOEs.
77.	Inter-Circular MOLISA-Ministry of Finance	No.11/2000/TT-BLDTBXH-BTC dated .../.../2000 guiding on the implementation of wage and allowance adjustment in enterprises.
78.	Ministry of Finance	No.51/2000/TT-BTC dated 2 June 2000 guiding on financial issues in contracting out, leasing of SOEs which provided in Decree No. 103/1999/ND-CP dated 10 September 1999 of the Government.
VIII	OFFICIAL LETTERS	
1.	Vietnam General Confederation of Labour	No.1104/LTD dated 13 September 1996 on guiding the contents of Trade-union activities in transforming SOEs to joint stock companies in accordance with Decree No.28/CP dated 7 May 1996 of the Government.
2.	National Steering Committee of Equitisation	No.3731/CPH dated 22 October 1996 ...
3.	Government	No.6755/KTTH detailed 31 December 1996 on postponing the regulations of mobilising capital limit of SOEs in accordance with Article 11 of Decree No.59/CP.
4.	Ministry of Finance	No.1310 TC/TCDN dated 24 April 1997 on the working-capital provision in 1997 for SOEs.
5.	National Committee on SOE reform	No.02/DMDNTW dated 5 October 1998 on answering the problems during the equitisation process.
6.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.4320/LDTBXH-TL dated 29 December 1998 on guiding the regulations of wage payments in enterprises.
7.	Ministry of Trade	No.0975/TM-XNK dated 31 December 1998 on the list of MNF countries and special preferences in trade relationship with Vietnam.
8.	Ministry of Trade	No.7280/TM-PC dated 31 December 1998 guiding on the regulations of commodity' sources in order to apply Decree No.94/1998/ND-CP.
9.	Ministry of Labour-War Invalid and Social Affairs	No.549/1999/LDTBXH-CSLDVL dated 27 February 1999 on the implementation of poverty standard.
10.	Government Office	No.12/VPCP-DMDN dated .../... 1999 correcting the Regulation of Democratic implementation in SOEs (promulgated in conjunction with Decree No.07/1999 ND-CP dated 13 February 1999).
11.	Government	No.06/CP-DMDN dated 28 January 1999 on the approval of the comprehensive programme of SOE arrangement.
12.	Vietnam General Confederation of Labour	No.686/HD-TLD dated 9 June 2000 guiding on the responsibilities of Trade-union in implementation of Decree No.103/1999/ND-CP of the Government on assigning, selling, contracting out and leasing of SOEs.
IX	GUIDING DOCUMENTS	
	General Department for Management of state capital and assets in enterprises	Guiding the procedures of mortgage and deposit in lending capital from bank.
	National Steering Committee of Equitisation	Guiding the formation of comprehensive programme of SOE arrangement.

ヴィエトナムの国有企業改革と企業集団

丸川知雄

東京大学

序

ヴィエトナムの国有企業（SOE）は、1999年の工業生産の44%、国内総生産（GDP）の30%を占めており、ヴィエトナム経済にとって非常に重要な存在であるにもかかわらず、その実態についての実証研究はほとんど行われていないのが現状である。援助ドナーの間では、国有企業の業績や改革の効果に関する科学的検討をする代わりに、ありきたりのイメージに基づく、ありきたりの政策提言が行われている。曰く「ヴィエトナム経済の目標達成は、多数の赤字国有企業の存在によって脅かされつづけている」「これからの3年間で現在5300ある国有企業のうち3分の1を株式化、売却もしくは閉鎖するという政府の計画が完全に実現すれば、よい結果が期待できる」「当面は国有企業の透明性を高め、規律づけを行うことが不可欠である」（The World Bank et. al. [2000] pp. 9-10）しかしながら、国有企業の改革について何らかの提言をする前に検討しなくてはならない問題がいくつかある。過去の改革によって国有企業の生産性は向上したのかどうか、国有企業は現在どのように管理されているのか、また、国有企業に対する規律を強めるにはどのような面の管理を強化すればよいのか、といったことである。

これらの問題を検討する際に重要な要素のひとつは、「総公司」（GC）（以下、「GC」）が国有企業の効率や自主権に与える影響である。「GC」とは政府と国有企業の間組織で、1994年以降それまでの中間組織であった「企業連合」を編成し直したものであるが、機能的には国家の計画機構の代理機関としてではなく、韓国の財閥¹に似た企業グループとして活動するものとされた。

GCの機能やその影響について、これまでのヴィエトナム国有企業に関する調査は余りふれてこなかった。だが、GCは実はヴィエトナム政府の発展戦略のなかで重要な役割を与えられている。2001-2010年の経済社会発展戦略の草案では、「国有企業は重要原料製造業およびハイテク産業の発展の先導役となるべきである」「石油、電力、石炭、航空、鉄道、港湾輸送、通信、機械、建築材料、化学肥料、銀行、保険、会計監査の各分野における企業グループは国家がその管理を行うものとする」と規定するとともに、その追加文書のなかで、「GCを国家経済の強力な柱とするためにその経営を近代化し、改良を図らなくてはならない」としている。一方で、ヴィ

¹ GCの概説についてはMarukawa [1999] を参照。GCおよび企業連合の歴史や経営などの詳細についてはJerneck [1995], [1997] を参照。

エトナムの経済学者のなかにはG Cは企業グループではなく、むしろ「独占企業」あるいは「ミニ官庁」であると批判し、機能的には企業連合であった時から大きな変化はないと指摘する者もいる。いずれにしても、そのヴィエトナムの国有セクターに占める地位と発展戦略の中で与えられた重要性に鑑みれば、G Cが現在果たしている役割の分析と、G Cに関する提言なくしては国有企業改革についての政策提言は完全とはいえない。

本稿ではG Cが現在果たしている役割の分析を行うと共に、それらが国有企業の収益性と生産性に与える影響を考察する。まず、意思決定の権限と収益とが国有企業、G C、政府の三者間どのように配分されているのかを見た上で、そうした配分は国有企業の効率と収益性の向上につながっているのかどうかを論じる。次に、G Cという組織がつくられて以降の国有企業の生産性の成長を検討した後に、G Cの構造改革のための提言を行いたい。

本調査はヴィエトナムの11のG C、17社のG Cメンバー企業に対するインタビューおよび212社のG Cメンバー企業に対するアンケートに基づいたものである。インタビューは1999年12月と2000年8月に筆者によって行われ、アンケートは2000年9月と10月にヴィエトナム中央経済管理研究所によって実施された。

第1節 政府、G C、国有企業の意思決定の権限

G Cはヴィエトナムの国有セクターにとって大きな存在である。G C91と呼ばれる、首相府直属の17のG Cの傘下にある国有企業数は合計で563社にのぼり、企業数ではヴィエトナムの国有企業全体の9%、従業員数は60万3千人で、全国有企業の従業員の35%、資本金の合計は83兆2820億ドンで、国有企業の資本金全体の56%を占めている（表1参照）。17のG C91はまた、国有企業の全売上の36%を占め、G C90と呼ばれる中央官庁および省の人民委員会が監督する76のG Cは国有企業の全売上の18%を占めている。税引き前利潤では、G C91が全国有企業の64%、G C90が17%を占める（C I E M [2000]）。これらの数字からみて、G Cがヴィエトナム経済において大きな位置を占めていることはあきらかである。

ただ、他方でG Cの重要性および必要性については疑問の声があることも事実である。筆者がインタビューした国有企業経営者や経済学者のなかには、G Cは国有企業に対して権限をほとんど持っていない余分な組織とみなす者もあった。しかしながら、これらの評価だけでG Cは必要のない組織だと断言することはできない。G Cが傘下企業に対してどのような力をどの程度もっているのか、さらにG Cがどの程度の自主権を政府から与えられているのかを確定することがまず必要である。

表1 ヴィエトナムの国有企業集団 (決定91号に基づくもの) 1999年のデータ

企業名	略称	傘下企業数	内訳	資本金 (10億ドン)	従業員数 (人)	売上額 (10億ドン)	税引き 前利益 (10億ドン)	納税額*1 (10億ドン)	当該産業に おけるシェア % (%)
ヴィエトナム電力会社	ENV	45	発電所、電力供給会社、送電会社	23.610	64,700	13,815	1,950	2,088	108.5
ヴィエトナム石炭会社	TWN	41	石炭採掘17ヶ所、石炭加工・貿易会社3社、旅行会社、石炭貿易・港務会社、ビール・飲料会社、鉱産化学会社、鉱山技術研究所、選成会社2社、炭鉱機械会社4社、石炭産業労働保健センター、他学校など	1.235	76,091	4,015	8	192	104.3
ヴィエトナム繊維衣服会社	VINATEX	49	紡績工場20社、毛紡績工場4社、衣服工場18社、繊維機械会社4社、応用研究所2ヶ所、金融会社など	4.603	92,852	6,583	80	204	29.7
ヴィエトナム製紙会社	VINAPIMEX	19	製紙会社9社、製紙用化学製品・材料工場、貿易会社、マッチ工場2社など	1.068	12,700	2,304	43	125	42.5
ヴィエトナムタバコ会社	VINATABA	12	シガレット工場5社、葉タバコ会社2社、包装印刷・材料工場、輸出入会社、タバコ機械工場、材料・サービス会社	1.151	9,157	5,730	85	1,215	104.9
ヴィエトナム鉄鋼会社	VSC	11	タイグエン鋼鉄公司、南部鉄公司、ダナン鉄公司、金鳳公司 (バクタイ、ハノイ、カンニン、ハイフォン、ホーチミン市)、VSC-POSSCO鉄公司、共栄-VINA鉄公司ほか	2.432	19,830	5,520	49	233	105.9
ヴィエトナム化学会社	VINACHEM	40	構成石会社、化学肥料会社、農薬会社、ゴム会社、乾電池会社、石鹸会社、洗剤会社、ベンキ会社、工業用ガス会社、研究所、学校など、合弁会社19社	1.530	35,000	5,200	130	204	52.3
ヴィエトナムゴム会社	GERUCO	35	ゴム会社21ヶ所、投資顧問・建設会社、ゴム生産・輸出会社など	3.738	80,000	1,948	143	218	
ヴィエトナムコーヒー会社	VINACAFE	57	コーヒー農場37ヶ所ほか	1.238	21,560	1,800	55	55	34.6
ヴィエトナム南部食糧総公社	VINAFOD II	34	食糧会社23社、食糧加工経営会社3社ほか	854	14,900	12,543	76	50	
ヴィエトナム北部食糧総公社	VINAFOD I	34	食糧会社30社、食糧加工経営会社など	1,609	6,800	3,573	80	75	
ヴィエトナム郵便・通信会社	VNPT	85	電話設備会社、郵便設備工場、長距離電話会社、国際電話会社、電算・データ通信会社、国際・国内郵便会社、郵便建設会社、学校など、合弁会社8社	14,272	96,892	13,067	2,900	1,991	
ヴィエトナム海運会社	VINALINES	21	海運会社7社、ハイフォン港、サイゴン港、カンニン港、サービス会社 (貿易、労働輸出、トレットセンター) 15社、合弁会社8社	2,905	22,300	2,306	135	230	
ヴィエトナム造船工業会社	VINASHIN	26	造船所12ヶ所、船舶修理工場4社、電子設備会社、海運会社など	253	9,500	765	4	25	
ヴィエトナム航空会社	VNAirlines	19	ヴィエトナム航空、航空サービス会社、空港サービス、航空機メンテナンス会社、航空燃料会社ほか	1,602	10,817	6,797	339	774	
ヴィエトナム石油・ガス会社	PETROVIETNAM	18	加工流通会社、ガス会社、石油技術サービス会社、エンジニアリング建設会社、泥掘削会社、販売会社、旅行サービス会社、保険会社	13,828	13,930	30,676	5,587	15,176	105.4
ヴィエトナムセメント会社	VNCC	17	ホアンタクセメント、ハイフォンセメント、ドンナイセメント、ハティエン1セメント、ハティエン2セメント、ドンナイ建材、ダナン建材・セメント、セメント・石膏販売会社、物資輸送会社、技術・材料会社、チンフオン・ハイフォンセメント (合弁) など	7,357	16,302	5,819	580	632	44.5
17社の合計		563		83,285	603,331	122,461	12,244	23,487	

*1: 納税額には法人税のみならず間接税も含まれている。*2: 国有企業グループの売上額には当該産業以外の売上も含まれるので100%を超えることがある。

(出所) Nguyen Manh Hung, *Các cơ quan chính phủ doanh nghiệp ion của nhà nước & du báo nhu cầu & du báo nhu cầu co ban của thi truong Hanoi, Nha xuất bản thong ke, 1998.*

Central State Enterprise Reform Committee, Summary Report on Reform and Development of State Enterprises, 2000.

国有企業、G C、政府の3者の間で意思決定権限がどのように配分されているかをみるために、企業経営における意思決定事項を12項目にまとめてみた(表2)。なお、これ以降「国有企業」とはG Cのメンバー企業あるいは子会社を指し、「G C」とはG Cの本部を指し、「政府」とは財務省(MOF)、労働・障害者・福祉省(MOLISA)、計画投資省(MPI)、それに各G Cの監督官庁を指すものとする。また、国有企業における意志決定のプロセスを次の4種類に分けた。①国有企業がG Cや政府の認可を求めることなく意思決定を行う、②国有企業が提案し、G Cが政府に相談することなくその提案を承認する、③国有企業が提案し、G Cが認可した後にその提案に対する政府の承認を求める、④G Cが提案し、政府の承認を求め、承認を受けた後傘下の国有企業にその提案を実行させる。

表2 政府、G C、国有企業の間での意思決定権の配分(VINATEXのケース)

	政府	G C	国有企業
企業内への投資			
留保利潤を用いた能力拡張			A
新工場の設立		G	L
大規模な投資	G	G	L
生産計画	G	G	L
価格			A
原材料調達			A
販売先			A
人事			
経営陣		G	L
中間管理職以下			A
雇用			A
貸金総額	G	G	L
貸金とボーナスの分配	G		L

A: 完全な自主権、L: 権限は限定され、上級の認可が必要、G: 承認・否認する権限。

(出所) 筆者作成、インタビューに基づく。

1. 投資の意思決定

現在政府の規定では、国有企業の投資はその規模と重要性に応じてA、B、Cの3グループに分類されている。また投資の資金源によっても、国家予算からの投資、国家によって保証された銀行融資、国有企業の留保利潤からの投資の3種類に分類される。国家予算からの投資を受ける場合には、国有企業は投資規模の大小にかかわらず首相、政府機関、もしくは地方の人民委員会からの承認を必要とする。国家保証による銀行融資を受ける場合には、G C91の場合はG CがBグループおよびCグループの投資を自ら決定することができ、G C90の場合はCグループのみ自ら決定できる。国有企業の留保利潤を資金源とする投資の場合には、国有企業が単独でBグループおよびCグループの投資の意思決定を行うことができる(CIEM [2000])。

以上のような規定によれば、投資の意思決定権限は図1の(A)のように分布しているはず

であるが、実際には投資決定権は図1の(B)のように配分されており、国有企業が単独で決定することのできる投資は規定されているよりもはるかに限定されている一方、GCがより大きな決定権を持っている。もっとも、決定権の配分についてはGCによっておおきなばらつきがある。投資の意思決定権の配分についてははっきりとした回答をした8つのGCのうちVNC CとTVN(それぞれの正式名称や業種については表1を参照)の2つは、規模の大小にかかわらず国有企業の行うすべての投資についてGCの承認が必要であり、大規模投資については政府の承認も必要であると回答した。この場合、国有企業は投資の意思決定に関して自主権がまったくないことになる。一方、VINATEX, VNPT, VINACHEM, VINAC AFE, SUNIMEX, そしてEVNの6つは、投資の種類によっては国有企業が意志決定できる場合もあると回答した。とはいうものの、その自主権は政府の規定よりもはるかに制限されたものである。例えば、VINACAFEの場合、子会社の国有企業は留保利潤からの投資であってもわずか5億ドン(3万6千USドル相当)以下の投資しか自ら決定できない。VINATEXとVINACHEMの場合には、留保利潤からの投資であっても現在の工場への追加的な設備投資しか自主的に決定できない。

国有企業の自主権の範囲は、同じGCに属する国有企業間においてもばらつきがある。VINATEXを例にとると、7社の傘下国有企業はそれぞれ「100万USドルまでの投資を行うことができるが、50万USドルを超える投資の場合、入札の際にVINATEXの監督を受けなくてはならない」「設備の追加目的の投資のみ」「Cグループに分類される投資のみ」「5億ドン(3万6千USドル)までの投資のみ」などの範囲内で投資決定の自主権を持っているが、他の2社のメンバーはまったく自主権を持っていない。ここでは自主権の範囲を決定するルールのようなものは見受けられない。2社のVINATEXメンバーが自主権をまったく持っていなかったのは、おそらくこの2社が利益をほとんどあげておらず再投資できる留保利潤を持っていなかったためだろうが、その他の企業の自主権の範囲とその収益規模との間には何の因果関係もなかった。VNPTの場合も、傘下企業の間で自主権の範囲が異なっていた。

アンケート調査からは、国有企業の意志決定権についてのより一般的な情報を知ることができる。表3はGCのメンバーである212社の国有企業に対する調査結果を示したものである。注目すべき点は、回答のあった企業のうち45%がGCによる保証を受けない銀行融資を資金源とする投資の場合であっても自主決定権を持っておらず、34%の企業は留保利潤から投資を行う場合ですら自主決定権を持っていないことである。図1に示したように、本来であればこれらの場合には完全な自主権が与えられているはずである。独立採算企業ですら意思決定に際して完全には独立していないことになるが、それでも非独立採算企業や非生産的企業など、その他の国有企業に比べれば幾分広い裁量権を持っているようである。この傾向は表3に示した「自主権指数」²の値を比べてみれば明らかである。

表3 投資決定に関する国有企業の自主権

投資の資金源	全国有企業 (N=212)			独立採算国有企業 (N=134)		
	G Cの保証のもと国有企業が借りる	国有企業が借りる	国有企業の内部留保	G Cの保証のもと国有企業が借りる	国有企業が借りる	国有企業の内部留保
自主決定度						
国有企業が自主的に決定	8	93	120	7	78	83
G Cの承認が必要	125	81	63	81	45	45
政府の承認が必要	8	5	2	7	5	2
国有企業は意見を聞かれるのみ	27	10	6	10	2	2
国有企業は自ら決定できない	4	2	2	0	0	0
回答数	164	182	185	99	121	124
自主権指数						
国有企業	0.50	0.76	0.83	0.54	0.85	0.86
G C	0.53	0.28	0.21	0.50	0.21	0.20

(出所) G C所属の国有企業 212 社に対するアンケート

		(A) 規定				(B) 実態				
		投資資金源				投資資金源				
		国家資本	銀行融資		留保利潤	国家資本	銀行融資		留保利潤	
			政府保証	保証なし			政府保証	保証なし		
規模	大	政府								
	中	政府	G C		国有企業		政府	G C		企業
	小									

(出所) インタビュー調査に基づいて筆者作成

図1 政府・G C・国有企業の投資決定権

一方、G Cの方は実際には政府の規定よりもはるかに大きな投資決定に関する裁量権を持っている。裁量権の大きさはG Cによって異なるが、最大の裁量権を有するのはEVNで、政府の承認を得ることなく6000億ドン（4300万USドル）を上限とする額の投資を決定できる。2番目に大きな裁量権を持っているのはGERUCOで、2000億ドン（1400万USドル）を

2 「自主権指数」は表3中のデータから算出される。国有企業、G C、政府の3者間で配分されることになる意思決定の権限を単位で表し、3者の意思決定プロセスへの参加の度合いに応じてそれぞれのポイントを決める。国有企業が「国有企業の裁量のみで決定する」と回答した場合は国有企業に1ポイントを与え、「G Cの許可が必要である」と回答した場合は国有企業に0.5ポイント、G Cに0.5ポイントを与える。「政府の許可が必要である」という回答の場合は、1/3ポイントが国有企業、1/3ポイントがG C、1/3ポイントが政府に与えられ、「国有企業は意見を述べるのみである」と回答した場合は、1/3ポイントが国有企業に、2/3ポイントがG Cに配分され、「国有企業は決定することができない」との回答の場合は、国有企業のポイントは0、G Cのポイントは1となる。最後の2つの場合においては、G Cが政府の許可を求めることなく決断する権限をもつと仮定してポイントを算出したが、現実にはG C独自で決断できるのかどうかは不明である。

上限とする投資を決定できる。ただしこれは農業分野の事業に投資する場合に限定されており、工業分野へ投資する場合には150億ドン（100万USドル）が上限となる。VINATEXとVINACAFEはそれぞれ1000億ドン（700万USドル）、SATRAは200億ドン（140万USドル）を上限とする裁量権がある。VNCCとTVNはBグループおよびCグループの投資を行う自主権があるが、実際の投資の上限額については不明である。ホーチミン市人民委員会が決定権限を持つ投資の上限額が1500億ドンといわれているので、EVNやGERUCOの持つ自主権はホーチミン市のそれよりも大きいことになる。また、GC90よりもGC91の方が強い自主権を持ち、GCの資本金が多いほど自主権も強いようである。

このように、GCあるいは国有企業の間で自主権の範囲が異なるのは、ヴィエトナムの国有セクターの特徴である。意思決定権限が平等主義的に配分されている中国と比べ、ヴィエトナムの場合は同じGCに属する国有企業の間でさえ、それぞれの持つ自主権の幅は異なっている。自主権の範囲を決定する原則がないので、GCがその傘下国有企業に自主権を与えるか与えないかに関して裁量権を持つことになる。これはGCの権力の源泉になっていると推測される。

2. 経営計画

政府は計画や目標によってGCを管理している。政府はGCに売上、利潤、税納付額あるいは生産規模などに関する計画を下達しており、計画や目標の達成度に応じて賃金予算を決定している。GCが与えられた目標を達成できない場合は賃金予算がカットされ、さらにその後数年間たっても目標が達成されないままであれば、経営者が解雇されることになる。

今回筆者がインタビューを行った8つのGCは、すべて政府から目標を与えられていた。GCが与えられる目標には通常数種類あるが、年間売上目標と年間利潤目標の2つはどのGCにも与えられる。目標のなかには石炭生産量（TVN）、セメント生産量（VNCC）、輸出量（VINATEX, SATRA）、耕作面積（GERUCO）など、それぞれのGCの事業を反映したものもある。こうした経営計画は通常MPIから与えられるが、工業省（MOI）から与えられる場合もある。GCの多くは「国家財政への貢献」、すなわち付加価値税、法人所得税、資本使用税などの納付額の目標をMPIもしくはMOFから与えられるが、筆者が最初に現地調査を行った1999年12月から2回目の調査を行った2000年8月の間に納税額目標の重要性はかなり低下したようである。1999年の調査では、国有企業は納税額の目標を厳しく守るべきものと認識しており、それを達成するか否かで賃金予算も決められていたのだが、2000年の調査では納税目標は「ガイドライン」あるいは「指導的計画」という認識に変わっていた。これはおそらく、1999年の付加価値税の導入により（Tajika [2000]）、売上目標の達成と納税目標の達成との相関性が強まったため、売上目標さえあれば納税額目標は余分なものとなったためであろうと思われる。

GCが政府から目標を与えられた後は、今度はGCがそれを自分の傘下の国有企業に振り分

ける。筆者がインタビューを行った8社のVINATEX傘下企業と6社のVNPT傘下企業のすべてが売上目標もしくは売上成長率に関する目標を所属するGCから与えられ、VINATEX傘下企業のうち7社とVNPT傘下企業のうち3社は納税額目標も与えられていた。これらの企業が受け取る目標としては他に利潤額、電話の利用数などがあつた。

表4は国有企業が経営計画の決定に際して自主権を持つかどうかたずねたアンケート調査の結果を示したものである。これによると、74%の国有企業が経営計画について単独で決定することはできず、GCあるいは政府もしくはその両方からの承認を必要とすると答えている。このアンケート調査では、国有企業が自主権の範囲をやや誇大に報告する傾向がみられるので、実際の自主権は表4に示されるよりもさらに範囲が狭いと考えられる。アンケートの他の質問に対する回答からも、GCが傘下の国有企業の経営計画に影響を及ぼしていることをうかがうことができる。GCが企業の経営計画に与える影響の強さを、「強い」、「普通」、「弱い」の3つの選択肢から選ぶ質問に対して、回答のあつた205の国有企業のうち111社が「強い」、76社が「普通」と回答し、「弱い」と答えたのは18社にとどまつた。「強い」を3、「普通」を2、「弱い」を1として回答を数値化し、所属GCごとに平均値を算出することでそれぞれのGCが傘下企業に対して持つ影響力を測定すると、VINAFOOD1、VNC C、VINATABAそしてVNPTが最も強い影響力を持っており、VINACAFEとGC90の影響力が最も弱いという結果が得られた(表5)。

政府、GC、そして国有企業というヒエラルキーを通じて経営計画を定めるというやり方をみると、GCとそのメンバーは未だ計画経済システムのもとで管理されており、ここではGCは国家の計画機構の代理機関としての役割を果たしていることがわかる。

表4 事業計画に関する国有企業の自主権

自主決定度	国有企業の種類			
	全国有企業	独立採算企業	非独立採算企業	非生産的企業
国有企業が自主的に決定	57	45	12	0
GCの承認が必要	134	88	44	2
政府の承認が必要	1	0	0	1
国有企業は意見を聞かれるのみ	13	1	11	1
国有企業は自ら決定できない	0	0	0	0
回答数	199	130	66	3
自主権指数				
国有企業	0.65	0.69	0.57	0.56
GC	0.38	0.34	0.44	0.67

(出所) GC所属の国有企業212社に対するアンケート